

第3期 中野市子ども・子育て支援事業計画 素案

令和7年度から令和11年度

**令和7年3月
中野市**

目次（案）

第1章	計画にあたって……………	1
1.	計画の概要	
2.	計画策定の背景	
第2章	中野市の子ども・子育て環境の状況……………	5
1.	統計による中野市の状況	
2.	ニーズ調査結果と考察	
3.	第2期中野市子ども・子育て支援事業計画の評価	
4.	各種調査等から見られる課題	
第3章	計画の基本的な方針……………	27
1.	計画の基本理念	
2.	計画の基本目標	
3.	計画の成果指標	
4.	計画の施策体系	
第4章	施策の展開……………	32
1.	基本目標1 健やかに生み育てる環境づくり	
2.	基本目標2 子育て家庭を支援する切れ目ない体制づくり	
3.	基本目標3 豊かなこども時代を過ごすための地域と社会づくり	
4.	基本目標4 次代を担う心身ともにたくましい人づくり	
5.	基本目標5 こどもと子育て家庭にやさしいまちづくり	
6.	基本目標6 教育・保育の一体的提供と提供体制の確保について	
第5章	教育・保育の量等の見込みと確保方策……………	47
1.	子ども・子育て支援制度の事業体系	
2.	教育・保育提供区域の設定	
3.	地域子ども・子育て支援事業の施策について	
4.	幼児期の教育・保育について	
第6章	計画の推進体制……………	58
1.	計画の推進に向けて	
2.	計画の進行管理と評価	
資料編	……………	59
1.	中野市子ども・子育て会議設置条例	
2.	中野市子ども・子育て会議委員名簿	
3.	中野市子ども・子育て会議実施経過	

第1章 計画にあたって

1. 計画の概要

(1) 計画策定の趣旨

本市は、令和2年3月に子ども・子育て支援法に基づき、国が定めた基本方針に即して、令和2年度から令和6年度までの5年間を計画期間とした「第2期中野市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、子ども・子育て支援に関する施策を推進してきました。

同計画が今年度をもって終了することから、子育て支援に関するニーズ調査を実施するとともに、本市の現状と課題を整理し、令和7年度から令和11年度までの5年間を期間とする「第3期中野市子ども・子育て支援事業計画」を策定します。

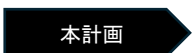
(2) 計画の位置付け

本市の最上位計画である「第2次中野市総合計画」をはじめ、その他市の関係各種計画との整合・連携を図りながら、本計画は、子ども・子育て支援法第61条に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」に位置付けるとともに、次世代育成支援対策推進法に定める「市町村行動計画」を踏まえた計画とします。

(3) 計画の期間

本計画の期間は令和7年度から令和11年度までの5年間とします。

計画期間中に、国の制度改正、市の各種計画等の変更、社会情勢の変化等が生じた場合には、必要に応じて見直しを行います。

計画の期間 計画の名称	平成27年度～ 令和元年度	令和2年度～ 令和6年度	令和7年度～ 令和11年度
子ども・子育て支援事業計画			
第2期子ども・子育て支援事業計画			
第3期子ども・子育て支援事業計画			

(4) 計画の対象

本計画は、本市に生活することをはじめ、その育成に関わりのあるすべての人々・関する機関等を対象としています。

2. 計画策定の背景

(1) 国の主な動向

① こども政策の新たな推進体制に関する基本方針の決定

国においては、人口減少、少子高齢化の進行が止まらず、年少人口、生産年齢人口の減少と高齢人口の増加が続いています。このような現状を踏まえ、令和3年12月に「こども政策の新たな推進体制に関する基本方針」が閣議決定されました。

基本方針では、常に子どもの最善の利益を第一に考え、子どもに関する取組・政策を我が国社会の真ん中に据えて（「こどもまんなか社会」）、こどもの視点でこどもを取り巻くあらゆる環境を視野に入れ、こどもの権利を保障し、こどもを誰一人取り残さず、健やかな成長を社会全体で後押しする社会を目指すこととしています。

② こども基本法の施行及びこども大綱、こども未来戦略の策定

令和4年6月、こども施策を社会全体で総合的かつ強力に推進していくための包括的な基本法として「こども基本法」が成立し、翌令和5年4月に施行されました。同法では、日本国憲法および児童の権利に関する条約の精神にのっとり、すべてのこどもが、将来にわたって幸福生活を送ることができる社会の実現を目指し、こども政策を総合的に推進することを目的としています。

令和5年6月には、「こどもまんなか社会」の実現を目的として、内閣府や厚生労働省の関係部局を一元化したこども家庭庁が発足しました。

同年12月には、こども基本法に基づき、こども政策を総合的に推進するため、政府全体のこども施策の基本的な方針等を定める「こども大綱」が閣議決定されました。大綱では、すべてのこどもが、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、ひとしくその権利の擁護が図られ、身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態（ウェルビーイング）で生活を送ることができる社会を目指しています。

同年12月には、これまでにない規模で、全ての子ども・子育て世帯を対象にライフステージ全体を俯瞰して、切れ目ない子育て支援の充実を図るとともに、共働き・共育てを推進していく総合的な対策として、「こども未来戦略」が閣議決定されました。戦略では、令和6年度からの3年間で集中的に取り組む「加速化プラン」において、「ライフステージを通じた子育てに係る経済的支援の強化や所得向上に向けた取組」「全ての子ども・子育て世帯を対象とする支援の拡充」「共働き・共育ての推進」「子ども・子育てにやさしい社会づくりのための意識改革」の4つの項目に沿って、具体的な施策が示されました。

③ 児童福祉法の改正

令和4年6月に成立し、令和6年4月に施行された改正児童福祉法では、児童等に対する家庭及び養育環境の支援を強化し、児童の権利の擁護が図られた児童福祉施策を推進するため、要保護児童等への包括的かつ計画的な支援の実施の市町村業務への追加、市町村における児童福祉及び母子保健に関し包括的な支援を行うこども家庭センターの設置の努力義務化、訪問による家事支援、児童の居場所づくりの支援、親子関係の形成の支援等を行う事業の新設等が示されました。

④ 子ども・子育て支援法の改正

令和6年6月に成立した、改正子ども・子育て支援法では、「こども未来戦略」の「加速化プラン」に盛り込まれた施策を着実に実行することとしており、具体的には、児童手当の抜本的な拡充、出産などの経済的負担軽減、「こども誰でも通園制度」の創設、「産後ケア事業」の計画的な提供体制の整備などが盛り込まれています。

(2) 県の動向

長野県では、子ども・子育て支援法に基づき、基本目標を「みんなで支える子育て安心県の構築」とする、令和2年度から令和6年度までの5年間の、第二期長野県子ども・子育て支援事業計画により、施策を推進していますが、今年度で計画が終了とまります。県においても、令和7年度から令和11年度までの5年間を期間とする、第三期長野県子ども・子育て支援事業計画の策定を進めています。

また、近年の長期にわたる新型コロナウイルス感染症の流行や、急激で先を見通すことができない社会の変化は、子どもと子育て家庭や、経済的に不安定な若者に、多大な影響を及ぼしています。

このような子ども・若者の置かれている状況を踏まえて、結婚・妊娠・出産、幼少期から青年期まで、切れ目なく次代を担う子ども・若者を社会全体で支え、応援するため、基本目標を「夢や希望がかなう、笑顔あふれる未来の実現」とした、令和5年度から令和9年度までの5年間を期間とする、長野県子ども・若者支援総合計画を策定しています。

(3) 本市の動向

① 第2次中野市総合計画

第2次中野市総合計画は、将来像などを掲げる10年間（平成28年度から令和7年度）の基本構想、将来像を実現するための具体的な施策を定めた「前半6年間（平成28年度から令和3年度）の前期基本計画」「後半4年間（令和4年度から令和7年度）の後期基本計画」、具体的な事業計画で予算編成の指針となる33年間（毎年ローリング）の実施計画で構成しています。

将来都市像
「 緑豊かなふるさと 文化が香る元気なまち 」

第2次中野市総合計画では、子育て支援策の充実を「基本政策1」として掲げ、重点施策として取り組んできています。

【子育て・学校教育】
未来のふるさとを担う
子どもたちを育むまちづくり

② 民間活力の導入

- ・ 令和5年度に中野市子育て支援拠点施設「HUBLIC（ハブリック）」、令和6年度に中野市子育て支援センター、中野市児童センター、中野市放課後児童クラブについて、指定管理者制度を導入しました。
- ・ 令和7年度保育所2施設が民間に移行し、認定こども園として開園します。

③ 子育て支援拠点施設「HUBLIC（ハブリック）」

令和5年度に中野市子育て支援拠点施設「HUBLIC（ハブリック）」を開設しました。

中心や拠点を意味する「Hub」（ハブ）と公共や周知されたを意味する Public（パブリック）を合わせた造語で、これらの言葉に含まれる公共性、そしてみんなが集まる中心地・拠点として、地域みんなで育んでいきたい想いを込めた愛称です。

HUBLIC は季節や天候にかかわらず、安心して子育てができる環境を提供をし、多くの方が利用している施設となります。

④ 中野市こども家庭センター

妊産婦や乳幼児の保護者の相談に対応する「子育て世代包括支援センター（母子保健機能）」と、子育て世帯の様々な相談を受ける「子ども家庭総合支援拠点（児童福祉機能）」の機能を統合した相談支援の窓口として、令和6年4月から設置されました。

すべての妊産婦、子ども、子育て世帯を対象に、母子保健と児童福祉の連携をより強化し、一体的な相談・支援を行います。

第2章 中野市の子ども・子育て環境の状況

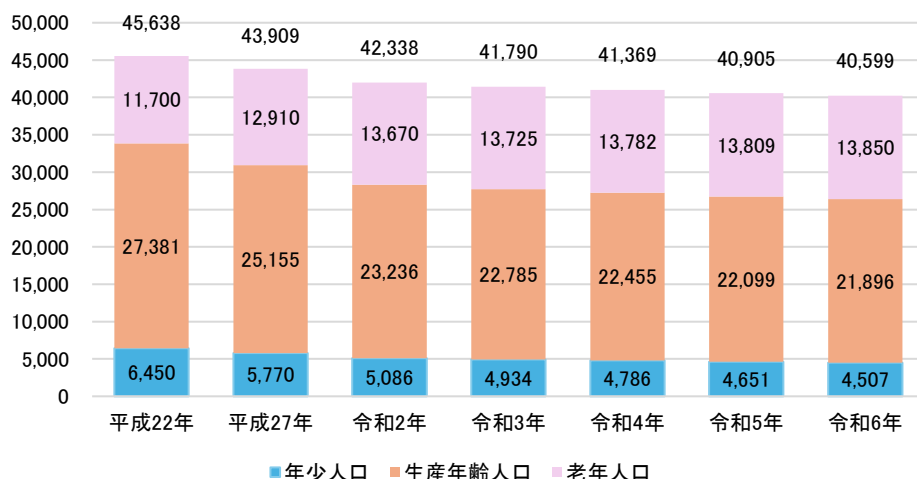
1. 統計による中野市の状況

(1) 人口・世帯の状況

① 人口の推移

中野市の人口は、平成12年をピークに減少しています。直近5年間をみても、令和2年の42,338人から令和6年の40,599人へと少しずつ減少しています。

年齢3区分でみると、年少人口（0～14歳）、生産年齢人口（15～64歳）とも減少傾向にあります。一方、老年人口（65歳以上）は増加しています。

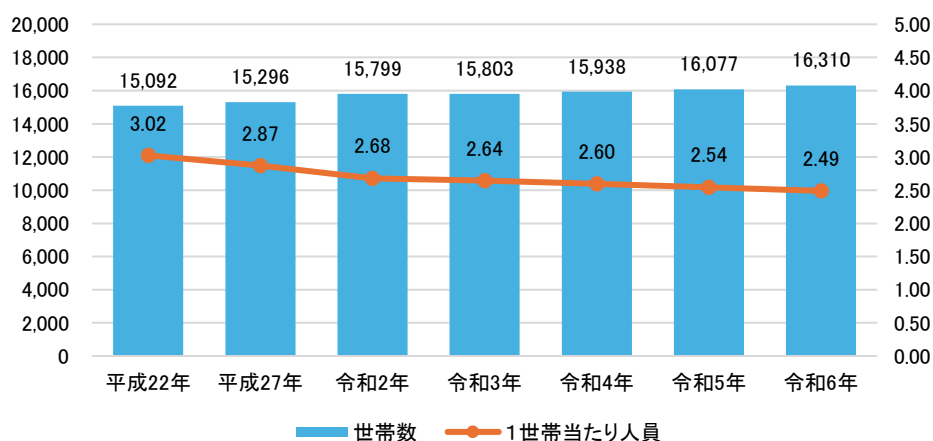


年齢階層別人口推移

資料：平成22年から令和2年は国勢調査、令和3年以降は毎月人口異動調査
いずれも10月1日現在

② 世帯数と世帯当たり人員の推移

人口が減少していますが、世帯数は増加しています。そのため、世帯あたりの人員は減少傾向にあり、核家族化、独居化の傾向がみられます。



世帯数および1世帯当たり人員の推移

資料：平成22年から令和2年は国勢調査、令和3年以降は毎月人口異動調査
いずれも10月1日現在

(2) 女性就労等の状況

① 女性の就業率

令和2年の就業率は、男性 69.8%、女性 57.0%となります。女性の就業率が5割を超えました。

男女別就業状況（令和2年）

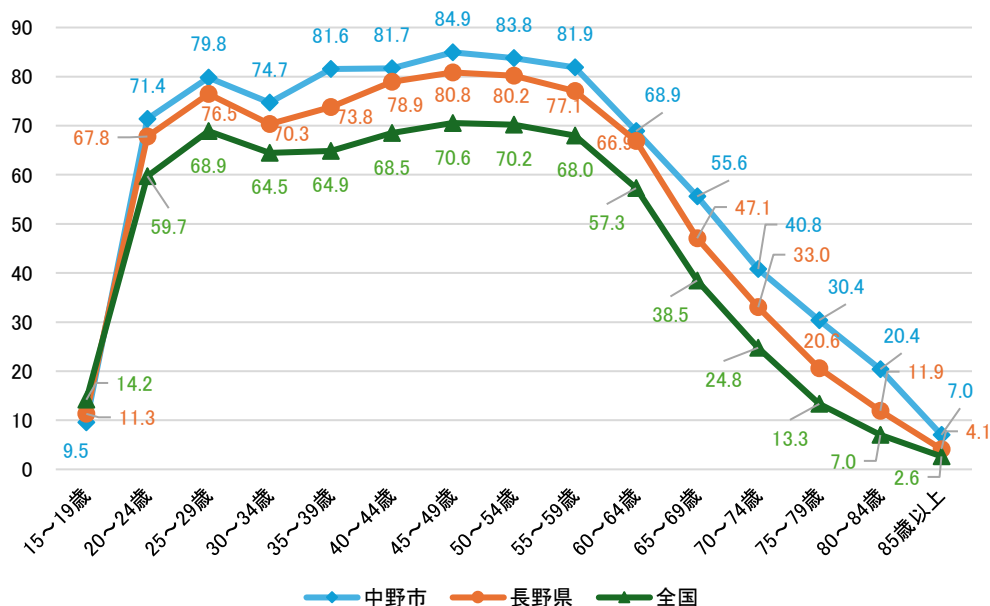
	総数（人） （a）	労働力人口（人）			就業率 （%） （b/a）
		総数	就業者（b）	完全失業者	
男性	17,713	12,815	12,358	457	69.8
女性	19,193	11,222	10,943	279	57.0

資料：国勢調査

② 女性の年齢階級別労働力率の推移

令和2年における年齢5歳区分別の女性就業率をみると、市、県、全国ともM字カーブといわれる就業状況を示しています。25～29歳で高い就業率を示していますが、30～34歳で低下し、40～44歳で再び上昇しています。これは、結婚・出産・育児の期間は仕事を辞めて、家事・育児に専念し、子育てが終了した時点で再就職するという女性のライフスタイルを反映しています。

全国の実業率は最も高い年齢区分で7割となります。県は8割と全国を上回り、市は8割を超え、全国、県を上回る就業率となります。



女性の年齢別就業率（令和2年）

	15～ 19 歳	20～ 24 歳	25～ 29 歳	30～ 34 歳	35～ 39 歳	40～ 44 歳	45～ 49 歳	50～ 54 歳	55～ 59 歳	60～ 64 歳	65～ 69 歳	70～ 74 歳	75～ 79 歳	80～ 84 歳	85 歳以上
中野市	9.5	71.4	79.8	74.7	81.6	81.7	84.9	83.8	81.9	68.9	55.6	40.8	30.4	20.4	7.0
長野県	11.3	67.8	76.5	70.3	73.8	78.9	80.8	80.2	77.1	66.9	47.1	33.0	20.6	11.9	4.1
全国	14.2	59.7	68.9	64.5	64.9	68.5	70.6	70.2	68.0	57.3	38.5	24.8	13.3	7.0	2.6

資料：国勢調査

③ 産業別就業者

令和２年の産業別就業者割合は、「医療,福祉」16.3%、「卸売業,小売業」16.2%、「製造業」16.1%と、３産業の就業者数が多くなっています。

女性の産業別就業者割合をみると、「医療,福祉」が25.7%と最も多くなります。次に、「卸売業,小売業」18.3%、「製造業」12.3%と続いています。

女性就労者割合をみると、「医療,福祉」が74.6%と最も高くなります。次に、「生活関連サービス業, 娯楽業」60.2%、「宿泊業, 飲食サービス業」57.0%と続いています。

産業分類		総数 (a)		女性 (b)		
		人数	構成比	人数	構成比	b/a
総数		6,067	100.0	2,873	100.0	47.4
第1次産業	計	563	9.3	275	9.6	48.8
	農業, 林業	563	9.3	275	9.6	48.8
	うち農業	542	8.9	272	9.5	50.2
第2次産業	計	1,432	23.6	424	14.8	29.6
	鉱業, 採石業, 砂利採取業	2	0.0	0	0.0	0.0
	建設業	454	7.5	70	2.4	15.4
	製造業	976	16.1	354	12.3	36.3
第3次産業	計	3,982	65.6	2,136	74.3	53.6
	電気・ガス・熱供給・水道業	25	0.4	9	0.3	36.0
	情報通信業	62	1.0	17	0.6	27.4
	運輸業, 郵便業	200	3.3	24	0.8	12.0
	卸売業, 小売業	985	16.2	525	18.3	53.3
	金融業, 保険業	110	1.8	64	2.2	58.2
	不動産業, 物品賃貸業	54	0.9	26	0.9	48.1
	学術研究, 専門・技術サービス業	132	2.2	44	1.5	33.3
	宿泊業, 飲食サービス業	335	5.5	191	6.6	57.0
	生活関連サービス業, 娯楽業	244	4.0	147	5.1	60.2
	教育, 学習支援業	220	3.6	121	4.2	55.0
	医療, 福祉	989	16.3	738	25.7	74.6
	複合サービス事業	109	1.8	42	1.5	38.5
	サービス業（他に分類されないもの）	275	4.5	100	3.5	36.4
	公務（他に分類されるものを除く）	242	4.0	88	3.1	36.4
	分類不能の産業	90	1.5	38	1.3	42.2

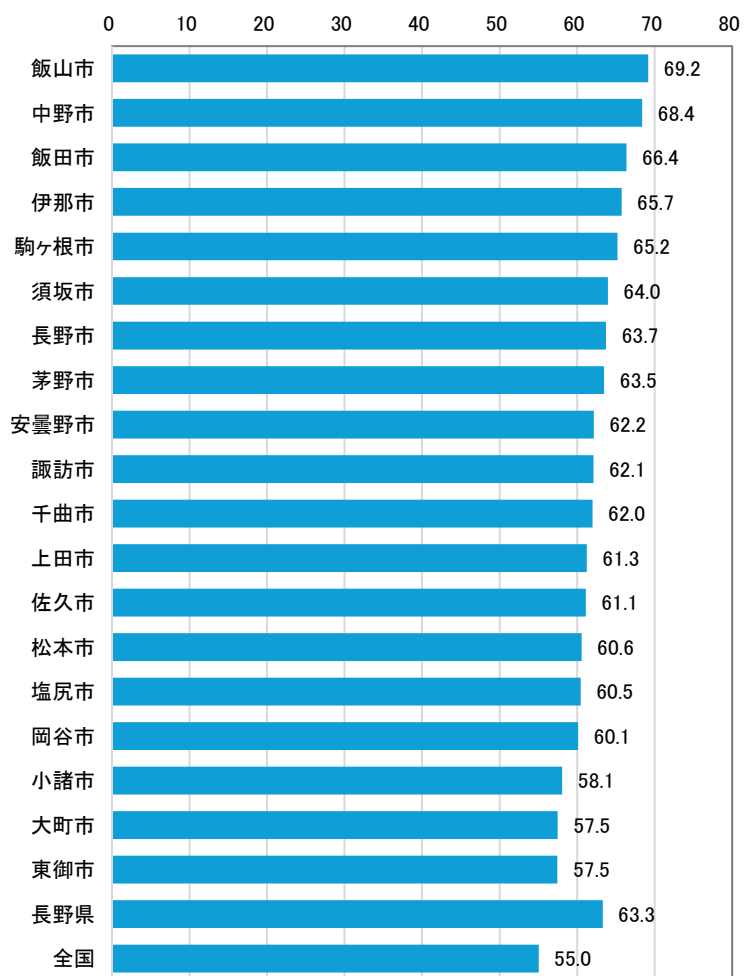
注）従業市区町村「不詳・外国」及び従業地「不詳」で当地に常住している者を含むため前掲「男女別就業率」表中、労働力人口の就業者数と同数になりません。

資料：国勢調査

④ 共働き率

令和2年の国勢調査における、子どものいる世帯における夫婦ともに働いている世帯割合をみると、全国では55.0%となります。長野県では63.3%と、全国を上回っています。

中野市は68.4%となり、県内19市の中で、2番目に高いこととなります。



県内19市の共働き率の比較推移

資料：令和2年国勢調査、

子どものいる世帯における夫婦ともに働いている世帯割合

(3) 児童人口推移と推計

本市の児童人口（0～11歳）の推移をみると、令和2年から令和6年にかけても減少しています。令和7年以降の推計値も減少していくと見込まれています。

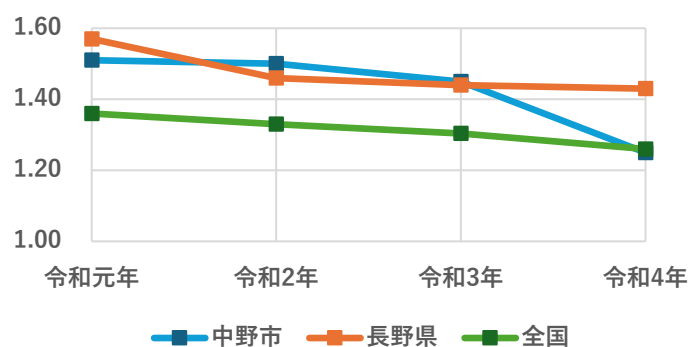
(人)

年齢	実績値					推計値				
	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
0歳	258	239	230	216	193	182	169	155	142	133
1歳	304	266	249	239	231	214	201	189	179	167
2歳	325	291	268	249	240	218	204	192	176	162
3歳	324	305	292	279	253	257	238	222	212	201
4歳	329	310	313	294	281	278	268	246	235	229
5歳	338	334	305	317	290	291	289	280	260	255
6歳	346	329	340	309	322	338	328	325	331	323
7歳	368	356	329	340	307	316	312	302	287	281
8歳	387	347	355	334	346	342	336	335	329	319
9歳	335	370	348	359	332	365	345	337	338	336
10歳	371	339	370	355	364	376	394	383	383	396
11歳	377	363	339	370	354	356	364	380	363	358
計	4,062	3,849	3,738	3,661	3,513	3,534	3,449	3,348	3,236	3,160

※住民基本台帳を基に過去5年間の増減により算出

(4) 合計特殊出生率の推移

合計特殊出生率の推移をみると、長野県は全国より高い水準で推移しています。中野市は、令和3年までは、長野県とほぼ同じ数値で推移してきましたが、令和4年には全国の数値よりもやや低くなっています。

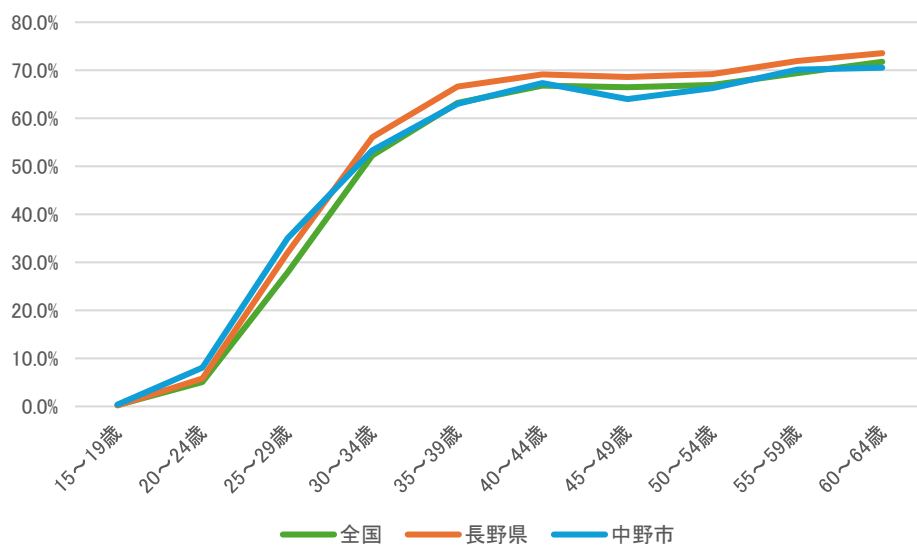


合計特殊出生率の推移			
	中野市	長野県	全国
令和元年	1.51	1.57	1.36
令和2年	1.50	1.46	1.33
令和3年	1.45	1.44	1.30
令和4年	1.25	1.43	1.26

資料：人口動態統計

(5) 有配偶者割合

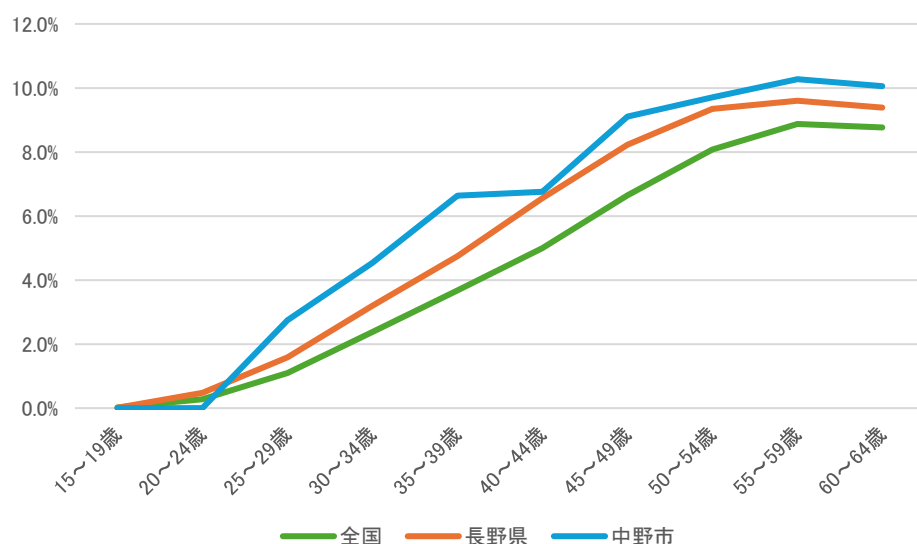
配偶者がいる割合を年齢階層別にみると、全国、長野県、中野市とも、同じような傾向となります。40歳以上になると、約7割となります。



有配偶者割合の比較
資料：令和2年国勢調査

(6) 離別割合

離別割合を年齢階層別にみると、ほぼすべての年齢階層にて、中野市は、長野県、全国より高い水準となります。特に、「35～39歳」では、全国（3.7%）よりも中野市（6.6%）の離別割合は、2.9ポイント高くなっています。



離別割合の比較
資料：令和2年国勢調査

2. ニーズ調査結果と考察

(1) 調査実施概要

① 調査期間

令和6年 3月1日（金）～3月15日（金）

② 調査対象

市内のお住まいの小学校就学前のお子さんがある世帯及び小学生のお子さんがある世帯を抽出しました。

③ 実施方法

紙による調査票とWEB回答フォームにより実施しました。

④ 回収率

	配布数	回収数	回収率
小学校就学前のお子さんがある世帯	1,306	513	39.3%
小学生のお子さんがある世帯	1,412	533	37.7%

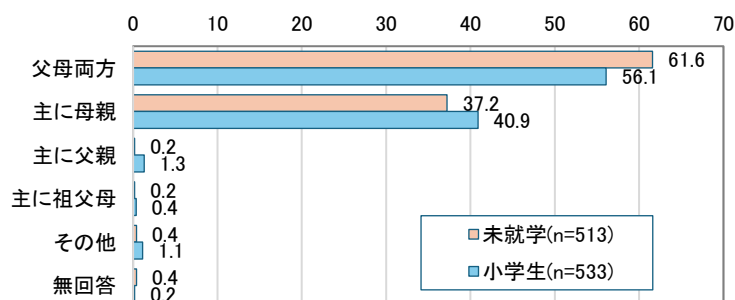
⑤ その他

- ・回答結果の割合「%」は有効回答数に対して、それぞれの回答数の割合を小数点以下第2位で四捨五入しています。そのため、単数回答であっても合計が100.0%にならない場合があります。
- ・図表中の「n」は Number of case の略で、「n=」は該当質問の回答者数を表します。なお、無回答の処理によって、回答者数が異なる場合があります。

(2) 調査結果と考察

① おもに子育てをしている人

おもに子育てをしている人は、未就学、小学生の保護者とも、「父母両方」が最も多く、約6割となっています。

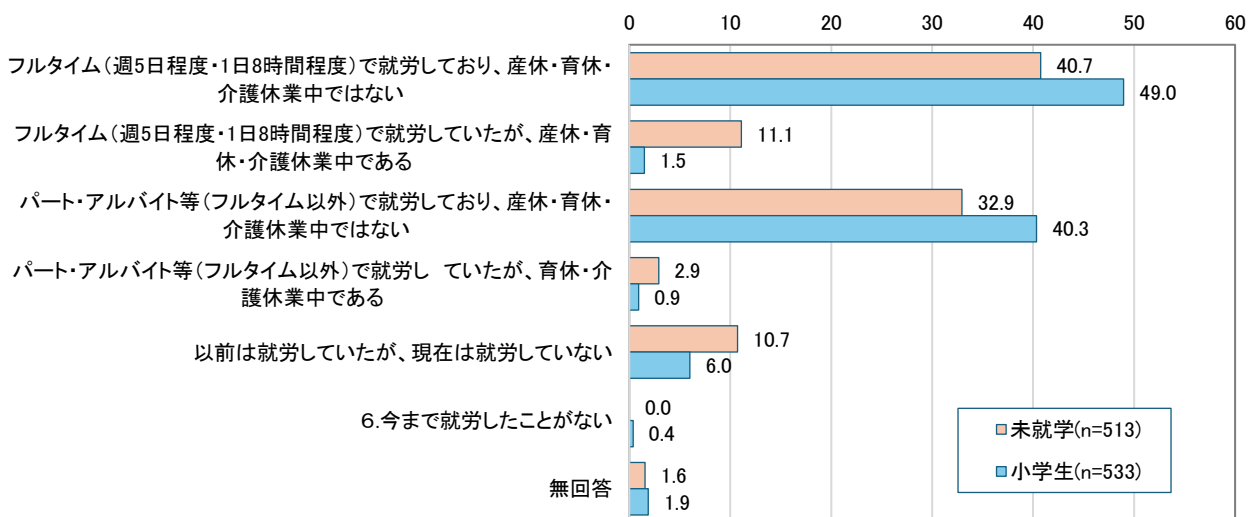


② 保護者の就労状況

【母親】

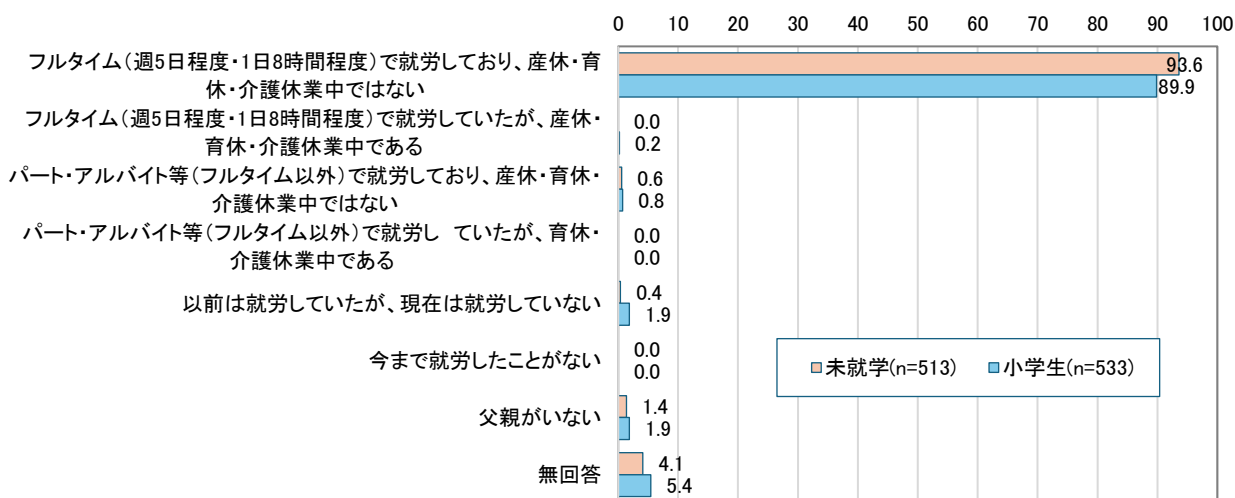
母親の就労状況は、「フルタイム（週5日程度・1日8時間程度）で就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」が最も多く、未就学で約4割、小学生で約5割となります。次に、「パート・アルバイト等（フルタイム以外）で就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」が続き、未就学で約3割、小学生で約4割となります。

就業をしている母親の割合は、未就学で約7割、小学生で約9割となります。



【父親】

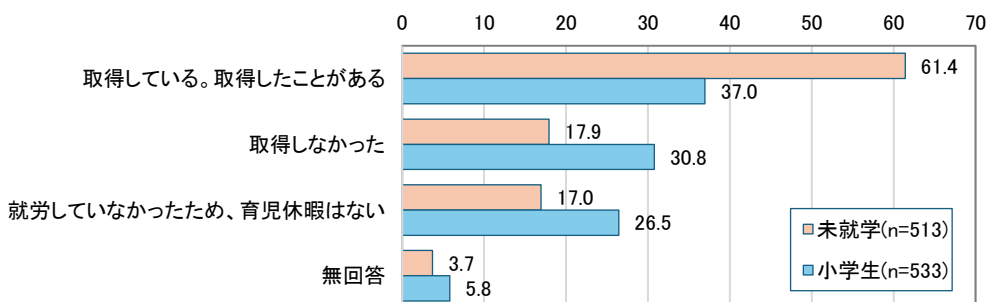
父親の就労状況は、「フルタイム（週5日程度・1日8時間程度）で就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」が最も多く、未就学、小学生とも約9割となります。



③ 育児休業取得状況

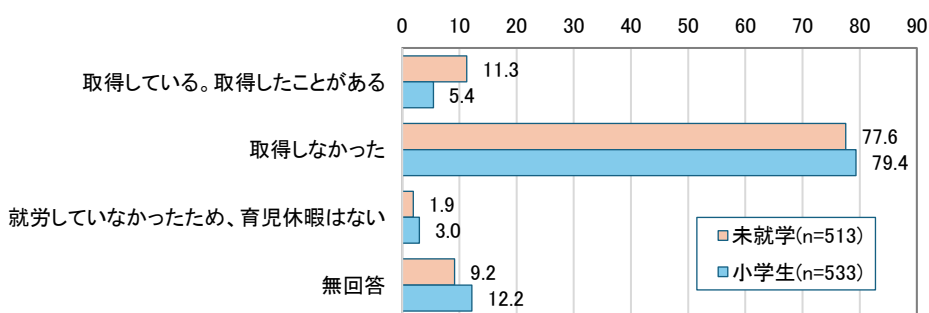
【母親】

「取得している。取得したことがある」母親は、未就学で約 6 割、小学生で約 4 割となります。一方、「取得しなかった」は、未就学で約 2 割、小学生で約 3 割となります。



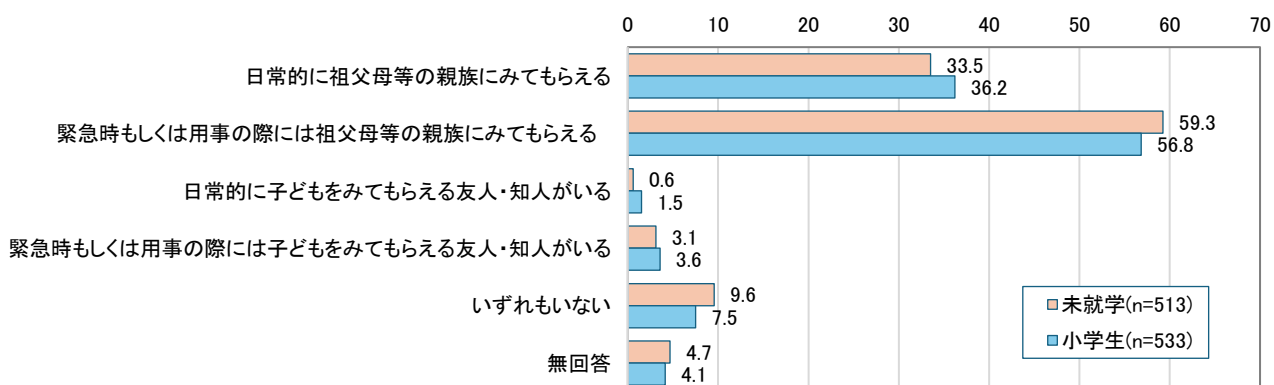
【父親】

「取得している。取得したことがある」父親は、未就学で 11.3%、小学生で 5.4% となります。一方、「取得しなかった」は、未就学、小学生とも約 8 割となります。



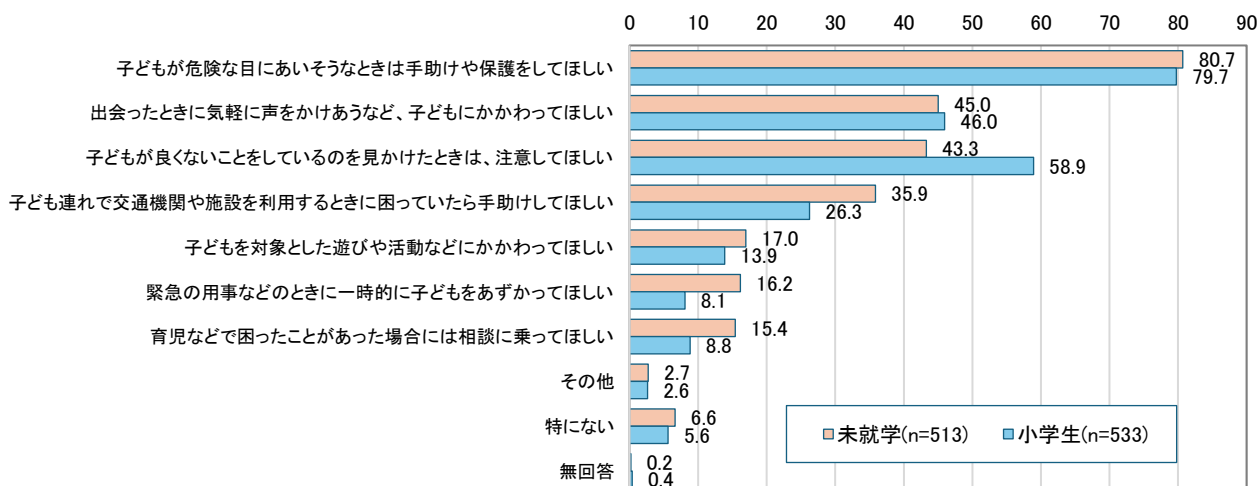
④ 子どもをみてもらえる親族・知人

子どもを見てもらうことができる親族・知人については、「緊急時もしくは用事の際には祖父母等の親族にみてもらえる」保護者が最も多く、未就学、小学生とも約 6 割となります。次に、「日常的に祖父母等の親族にみてもらえる」となり、未就学、小学生とも 3 割台となります。一方、「いずれもない」保護者は、未就学、小学生とも約 1 割になります。



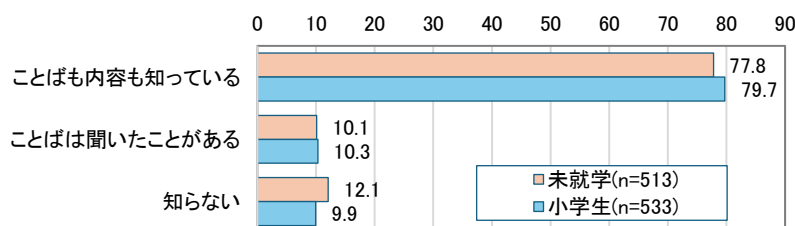
⑤子育てに関して、近所や地域に望むこと

近所や地域に臨むことは、未就学、小学生とも、「子どもが危険な目にあいそうなときは手助けや保護をしてほしい」が最も多く、約8割となります。次に、未就学では、「出会ったときに気軽に声をかけあうなど、子どもにかかわってほしい」が4割台、小学生では「子どもが良くないことをしているのを見かけたときは、注意してほしい」が約6割となります。



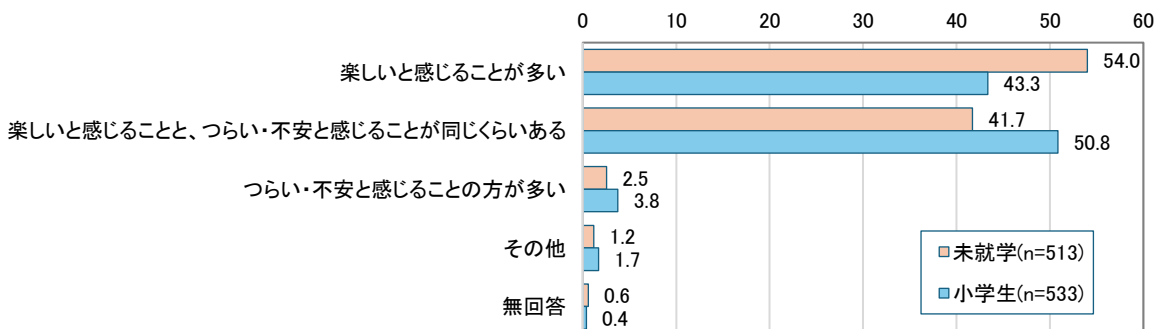
⑥ ヤングケアラーという意味を知っていますか

「ことばも内容も知っている」保護者が最も多く、未就学、小学生とも約8割となります。一方、「ことばは聞いたことがある」、「知らない」という保護者も、未就学、小学生とも、それぞれ約1割になります。



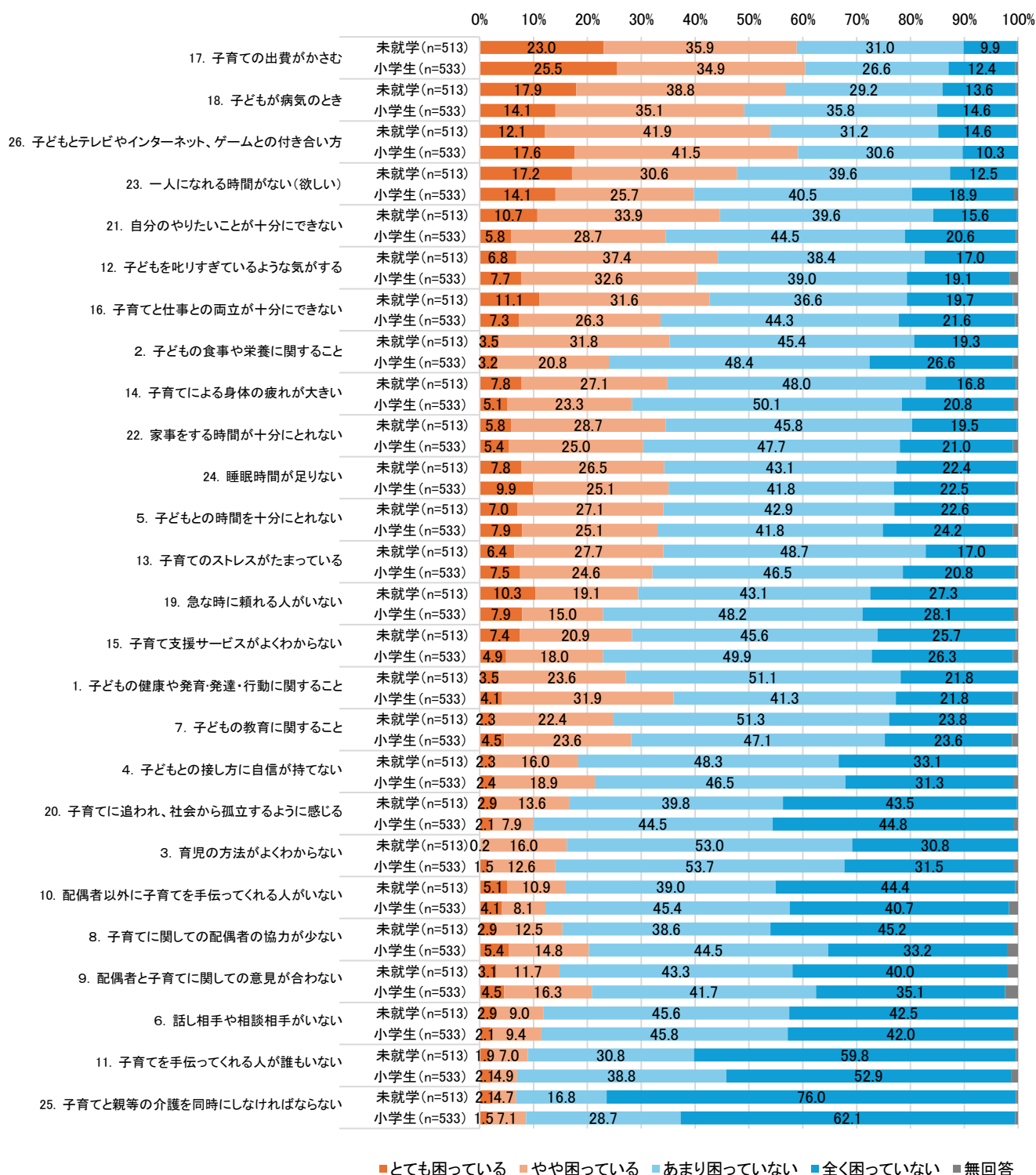
⑦ 子育ての楽しさ

子育てについては、未就学では、「楽しいと感じることが多い」が最も多く、約5割となります。次に、「楽しいと感じることと、つらい・不安と感じることが同じくらいある」が約4割となります。一方、小学生では、「楽しいと感じることと、つらい・不安と感じることが同じくらいある」が最も多く、約5割となります。次に、「楽しいと感じることが多い」が約4割となります。「つらい・不安と感じることの方が多い」という保護者は、未就学で2.5%、小学生で3.8%です。



⑧ 子育てをしていて感じる困りごと

「とても困っている」「やや困っている」の合計で困りごとについてみると、未就学、小学生とも、「子育ての出費がかさむ」が最も多く、約6割となります。次に、未就学では、「子どもが病気の時」が続いています。一方、小学生では、「子どもとテレビやインターネット、ゲームとの付き合い方」が約6割で続いています。



※未就学保護者の回答割合で「とても困っている」「やや困っている」の合計が多い回答順としています。

⑨ こどものたちの意見

どんな中野市になってほしいか、どんなことをしてほしいかなど、子どもさんに意見を聞いたこと、もしくは、お子さん自身の意見を、保護者の方またはお子さん本人が自由に回答した内容の抜粋が下記になります。

- イベントやお祭りなどの行事が増えてほしい
- 親子、子ども同士で遊べる場所を増やしてほしい
- ハブリックのような室内アスレチックが他にもできたらいいな
- 冬でもスポーツが出来る室内練習場がもう少し多くあればいいと思う
- もっと友達と集まって遊べる場所がほしい
- わくわくすることがたくさんある、楽しい中野市
- みんなが住みやすい中野市
- 雨の日にも遊べる場所ができてほしい
- 学校が休みの日にも友達と遊びたい
- 気軽に様々なスポーツを体験できる仕組みがあるといい
- 公園とか体育館とか自由に使えるところが欲しい
- 子どものみの参加で、安心安全楽しく過ごせるイベントや場があるとうれしい
- 給食費を無料に
- 子育ての負担を軽減してほしい
- 経済的負担をもっともっと考えてもらいたい
- 子育てしやすい、子どもを産みたいと思える市
- 子どもが利用できる交通手段を増やしてほしい
- 歩道、自転車道の拡大
- 通学路の歩道の整備をしてほしい
- 市内の他の小学生と交流したい
- 父親と学校の交流を深めてほしい
- 情報（プログラミング）の授業を増やしてほしい
- 笑顔の中野市になってほしい
- 農産物が多くて、豊かな中野市になってほしい
- 平和で仲良くできる中野市になってほしい
- 旅行先の案に入るような場所になってほしい
- ゴミのない中野市になって欲しい
- 綺麗な街になってほしい
- 子供の意見を聞いて、住みやすい町作りをしてほしい

3. 第2期中野市子ども・子育て支援事業計画の評価

- ※ 評価基準 A：達成・概ね達成（80%以上）
 B：遅れている（50～79%）
 C：かなり遅れている・進んでいない（0～49%）
 D：廃止・組替え

基本目標1 健やかに生み育てる環境づくり

○施策1 安全な妊娠・出産への支援

施策項目	指標	令和2年度 実績値	令和5年度 目標値	令和5年度 実績値	達成 状況
妊婦一般健康診査の実施	妊婦一般健康診査受診率	100%	100%	100%	A
マタニティクラス等の開催	マタニティクラスの開催回数	8回	8回	8回	A
	マタニティクラス参加延べ人数	84人	110人	119人	A
	育児教室開催回数	14回	20回	20回	A
	育児教室参加延べ組数	64組	95組	103組	A
マタニティマークの普及	マタニティマーク交付率	100%	100%	100%	A
不妊・不育症治療に対する支援	不妊・不育症治療者への相談対応	100%	100%	100%	A
子育て世代包括支援センター事業の実施	妊産婦・乳幼児相談対応	100%	100%	100%	A

○施策2 育児不安の軽減と虐待発生予防

施策項目	指標	令和2年度 実績値	令和5年度 目標値	令和5年度 実績値	達成 状況
子育て情報の提供	子育て応援ガイドブック配布	100%	100%	100%	A
出産後の不安の軽減	産後ケア事業の情報提供	100%	100%	100%	A
産婦健康診査の実施	産婦健康診査受診率	100%	100%	100%	A
子どもの虐待防止	当該家庭への療育支援訪問実施	100%	100%	100%	A

○施策3 子どもと母親への健康支援

施策項目	指標	令和2年度 実績値	令和5年度 目標値	令和5年度 実績値	達成 状況
乳幼児健康診査の実施	3か月児健診 実施回数 受診率	11回 100%	12回 100%	12回 98.6%	A
	7か月児健診 実施回数 受診率	11回 97.8%	12回 100%	12回 98.6%	A
	1歳6か月児健診実施回数受診率	11回 97.5%	12回 100%	12回 99.6%	A
	2歳児健診 実施回数 受診率	9回 75.3%	12回 100%	12回 97.6%	A
	3歳児健診 実施回数 受診率	11回 98.5%	12回 100%	12回 98.9%	A
母子保健訪問相談事業の実施	乳児家庭全戸訪問率	96.8%	100%	99.5%	A
予防接種の実施	日本脳炎、BCG、四種混合他 実施延べ人数	7,590人	7,630人	6,617人	A

○施策4 食育の推進

施策項目	指標	令和2年度 実績値	令和5年度 目標値	令和5年度 実績値	達成 状況
食育の推進	集団栄養指導人数	739 人	840 人	1,097 人	A
	個別栄養指導人数	412 人	430 人	406 人	A
地産地消を生かした 給食の提供	保育所給食に地元産の食材を使用し、安全・安心な給食提供と食育の推進に取り組む公立園数	11 園	9 園	9 園	A

○施策5 家族全員による子育て活動の促進

施策項目	指標	令和2年度 実績値	令和5年度 目標値	令和5年度 実績値	達成 状況
「家庭の日」の推進	ホームページの掲載回数	1 回/年	1 回/年	1 回/年	A
産前産後の休憩や 育児休業制度の 利用促進	母子手帳交付人数	287 人	250 人	191 人	A
父親を対象とした子 育て活動の促進	育男（イクメン）手帳は配布率	100%	100%	100%	A
保育参観等の実施	保育参観等の公立保育園実施数	11 園	9 園	9 園	A

基本目標2 子育て家庭を支援する体制づくり

○施策1 地域社会全体で子育て支援

施策項目	指標	令和2年度 実績値	令和5年度 目標値	令和5年度 実績値	達成 状況
子育て支援センター を中心とする支援	相談会回数	38 回	38 回	32 回%	A
	講座回数	6 回	12 回	94 回	A
子育てサークル等の 拡充	子育てサークル団体数	0 回	3 回	1 回	C
	子育てサークルへの補助金交付数	0	1	1	A
ファミリー・サポ ート・センター事業の 実施	提供会員への依頼数	20 回	25 回	7 回	C
子育て支援ショール ステイ事業の実施	利用延べ人数	35 人	41 人	229 人	A

○施策2 経済的な支援の取り組み

施策項目	指標	令和2年度 実績値	令和5年度 目標値	令和5年度 実績値	達成 状況
経済的な支援の取 組み	児童手当受給者数	2,884 人	2,600 人	2,599 人	A
	子ども医療費給付件数	39,205 件	40,000 件	51,882 件	A
	3歳から5歳までの幼児教育・保 育の利用料の無償化対象児	1,003 人	910 人	928 人	A
	3歳児未満時の保育料国基準より 軽減した実施件数	68 件	65 件	75 件	A

施策項目	指標	令和2年度 実績値	令和5年度 目標値	令和5年度 実績値	達成 状況
	要件を満たした就学援助支給希望者への支給率	100%	100%	100%	A
	奨学基金貸与申込者への貸与率	100%	100%	100%	A
	入院助産が困難な妊産婦への援助入院措置の対応	実績なし	100%	実績なし	A
子どもの貧困対策	子ども食堂やフードバンク事業等の紹介や支援	100%	100%	100%	A
	孤立化防止、解消支援の対応率	100%	100%	100%	A
	保護者の就労や相談支援の対応率	100%	100%	100%	A

○施策3 家庭生活と職場生活の充実

施策項目	指標	令和2年度 実績値	令和5年度 目標値	令和5年度 実績値	達成 状況
男女共同参画社会づくりの推進	男女共同参画セミナーの開催回数	4回	4回	5回	A
雇用対策の推進	ハローワークの相談員数	3人	2人	2人	A
	地域職業訓練センターの利用者数	18,063人	27,000人	25,219人	A
	女性の就職支援講座受講者数	14人	20人	11人	B
	企業ガイドながの発行支援	1回/年	1回/年	1回/年	A

○施策4 多様なニーズに合わせた保育サービスの充実

施策項目	指標	令和2年度 実績値	令和5年度 目標値	令和5年度 実績値	達成 状況
多様な保育サービスの提供	延長保育実施公立園数	11園	9園	9園	A
	一時的保育実施公立園数	4園	4園	4園	A
	病児・病後児保育、病児保育実施園数	2園	2園	2園	A
	保育所整備計画の策定月	-	3月	9月	B
	職員研修実施公立園数	11園	9園	9園	A
保育サービスの質の向上	苦情相談窓口設置公立園数	11園	9園	9園	A
	認可外保育所施設補助実施園数	1園	1園	1園	A
	地域のお年寄りと交流を実施する公立園数	11園	9園	9園	A
放課後の児童の健全な育成	利用希望の受入れ率	100%	100%	100%	A
	要望のあった地域の遊び場整備事業補助金の交付率	100%	100%	100%	A
	放課後デイサービスを通じた適切な場の提供率	100%	100%	100%	A

○施策5 特別な援助を要する家庭への支援

施策項目	指標	令和2年度 実績値	令和5年度 目標値	令和5年度 実績値	達成 状況
ひとり親家庭への支援	母子父子寡夫福祉資金等の経済支援や就労支援等の対応率	100%	100%	100%	A
	母子父子自立支援員による必要な指導助言率	100%	100%	100%	A
	児童扶養手当申請者への支給率	100%	100%	100%	A
	暴力による緊急対応の相談支援率	100%	100%	100%	A
障がいのある子どもへの支援	時間単位での介護サービスの提供率	100%	100%	100%	A
	補装具、生活用具の給付率	100%	100%	100%	A
	特別児童扶養手当申請者への支給率	100%	100%	100%	A
	放課後デイサービスを通じた適切な場の提供率	100%	100%	100%	A
	障がい児保育や特別支援教育の支援率	100%	100%	100%	A
	発達障害等の子どもに対する相談支援の実施率	100%	100%	100%	A
	特別支援学級に在籍する支援要件を満たし希望する者への就学援助費支給率	100%	100%	100%	A
	第2期障がい児福祉計画の進捗状況を評価する回数	1回/年	1回/年	1回/年	A

基本目標3 豊かな子ども時代を過ごすための社会づくり

○施策1 子どもの権利を尊重する社会風土の醸成

施策項目	指標	令和2年度 実績値	令和5年度 目標値	令和5年度 実績値	達成 状況
子どもの権利を尊重する気風の醸成	児童虐待防止に関する情報のホームページ掲載回数	1回/年	1回/年	1回/年	A
	「児童福祉週間」等に関する情報のホームページ掲載回数	1回/年	1回/年	1回/年	A
	市内保育園・幼稚園・小学校の保護者向けに啓発資料の配布 期間中オレンジリボンの着用・配布	1回/年	1回/年	1回/年	A

○施策2 子どもを見守る地域社会の連携

施策項目	指標	令和2年度 実績値	令和5年度 目標値	令和5年度 実績値	達成 状況
青少年対策事業の実施	少年育成委員による街頭啓発活動回数	45 回	40 回	66 回	A
	青少年健全育成協力店	159 店	150 店	153 店	A
	青少年健全育成市民集会の開催回数	1 回／年	—	—	—
	街頭啓発活動	—	40 回	66 回	A
	要望のあった子ども地域活動促進事業補助金の交付	100%	100%	100%	A
	要望のあった社会教育関係団体活動事業補助金の交付	100%	100%	100%	A

○施策3 子どもに関する相談体制の充実

施策項目	指標	令和2年度 実績値	令和5年度 目標値	令和5年度 実績値	達成 状況
子ども相談の実施	要相談者に対する、専門相談員による面談・電話相談の実施	100%	100%	100%	A
発育発達相談等の実施	健康相談回数	10回	6回	9回	A
	栄養相談回数	8回	5回	10回	A
	歯科相談回数	6回	6回	8回	A
	園訪問回数	89回	87回	100%	A
保育所等における子育て相談の実施	相談実施園の回数	11園	9園	9園	A
子どもサポート連絡協議会の開催	代表者会議開催回数	2回	2回	100%	A
	実務者会議開催回数	3回	3回	100%	A
いじめ問題対策連絡協議会の開催	いじめ問題対策連絡協議会でのいじめ報告数等の会議の回数	2回	2回	2回	A

基本目標4 次代を担う心身ともにたくましい人づくり

○施策1 多様な体験機会の拡大と自立を促す企画・事業の充実

施策項目	指標	令和2年度 実績値	令和5年度 目標値	令和5年度 実績値	達成 状況
子どもたちが主体的に取り組める体験の場づくりと機会の提供	中央公民館開催 回数	6回	6回	12回	A
	中央公民館開催 参加人数	64人	149人	172人	A
	北部公民館開催 回数	6回	10回	9回	A
	西部公民館開催 回数	2回	18回	20回	A
	豊田公民館開催 回数	9回	7回	6回	A
	図書館開催 回数	2回	11回	11回	A
	リーダー研修会参加校数	全小学校	全小学校	全小学校	A
	ぽっぷ教室開催校数	5校	6校	5校	B
子どもカフェへの支援 (子ども食堂)	広報紙及びホームページ掲載回数	1回/年	1回/年	1回/年	A
	【新】子どもカフェ数	6	10	11	A
	こどもの居場所づくり活動団体への支援	—	—	2	A
	関係機関への協力要請数	1回/年	1回/年	1回/年	A

○施策2 思春期の心と身体の健康づくり

施策項目	指標	令和2年度 実績値	令和5年度 目標値	令和5年度 実績値	達成 状況
健康教育・相談事業の実施	学校健康教育 件数	8件	10件	5件	B
	学校健康教育 延べ人数	637人	700人	131人	C
	家庭訪問 延べ人数	7回	10回	14回	A
	健康相談 延べ人数	2回	1回	14回	A
心の健康相談の実施	思春期相談回数	5回	5回	3回	B
学習機会の提供	次世代の親となるための中学生のための子育て理解講座回数	11回	12回	12回	A

○施策3 子どもの活動を支援する施策

施策項目	指標	令和2年度 実績値	令和5年度 目標値	令和5年度 実績値	達成 状況
青少年健全育成会等 への支援	要望のあった社会教育関係団体 活動事業補助金の交付率	100%	100%	100%	A
PTA 活動の実施	研修会や各種集会等への参加	—	2 回	2 回	A
インターネットの適 切・安心・安全な利 用の普及啓発	「スマホ、タブレット、ゲーム機 等に関するアンケート」の実施校 数	全 11 校	全 11 校	全 11 校	A
	メディアコントロール週間の実施 校数	全 11 校	全 11 校	全 11 校	A
情報モラル教育の推 進	中野市小中学校 ICT 活用研究委 員会の開催回数	4 回／年	4 回／年	3 回／年	A

○施策4 魅力ある学校教育の推進

施策項目	指標	令和2年度 実績値	令和5年度 目標値	令和5年度 実績値	達成 状況
小・中学校の充実 【安全の確保】	交通安全教室の実施校数	全 11 校	全 11 校	全 11 校	A
	安全教育・防災教育の実施校数	全 11 校	全 11 校	全 11 校	A
小・中学校の充実 【学校保健体育の充実】	健康診断・検診受診率	100%	100%	99.7%	A
小・中学校の充実 【教職員研修の充実】	職員研修計画に沿った研修の実 施率	100%	100%	100%	A
小・中学校の充実 【学校運営内容の充実】	学力検査（NRT.CRT）の実施校数 Q-U 検査の実施校数	全 11 校	全 11 校	全 11 校	A
	研究会実施校率	—	80%以上 (9 校)	100% (11 校)	A
	児童・生徒用学校評価アンケート で授業でタブレットなどの ICT 機 器をほぼ毎日使用したと答える児 童生徒の割合	—	80%以上	—	—
	外国語指導助手（A L T）の 配置人数【小学校】	2 人	2 人	2 人	A
	外国語指導助手（A L T）の 配置人数【中学校】	3 人	3 人	3 人	A
	教育支援員の配置校	全 11 校	全 11 校	全 11 校	A
	信州型コミュニティスクールの実 施校	—	全 11 校	全 11 校	A
	学校支援ボランティア数	—	400 人	264 人	B
	人権に関する各種会議等の 開催数	—	3 回／年	3 回／年	A
小・中学校の充実 【心の教育の充実】	地域学習推進事業負担金の 交付申請校数	全 11 校	全 11 校	全 11 校	A
	スクールソーシャルワーカーの 配置人数	1 名	2 名	2 名	A
	スクールカウンセラーの配置人数	4 名	4 名	4 名	A
	教育相談員の配置人数	1 名	1 名	1 名	A

施策項目	指標	令和2年度 実績値	令和5年度 目標値	令和5年度 実績値	達成 状況
小・中学校の充実 【教育環境の充実】	校舎内外装の改修	0校	1校	1校	A
	トイレの洋式化（校数）	6校	2校	2校	A
	トイレの洋式化（台数）	49台	3台	3台	A
	教室への電子黒板設置校	全11校	全11校	全11校	A
関係機関との連携強化	幼保小連絡会の開催回数	2回／年	2回／年	2回／年	A
	小中連絡会の開催回数	3回／年	3回／年	3回／年	A

基本目標5 子どもと子育て家庭にやさしいまちづくり

○施策1 快適な生活空間の整備

施策項目	指標	令和2年度 実績値	令和5年度 目標値	令和5年度 実績値	達成 状況
子育てしやすい環境 づくり	授乳やおむつ替えに必要なスペースの提供 （市役所、公民館、子育て支援センター）	通年提供	通年提供	通年提供	A
	要望のあった児童の遊び場整備 事業補助金の交付	100%	100%	100%	A
	市役所、豊田支所、保健センター、 子育て支援センター、公民館 で赤ちゃんの駅を提供	通年提供	通年提供	通年提供	A
	子育て支援センター、保健センター、 公民館に、「WE ラブ赤ちゃんプロジェクト」のステッカーと ポスターを掲示	通年提供	通年提供	通年提供	A

*1 赤ちゃんの駅：誰でも自由におむつ替えや授乳ができるスペースの愛称

*2 WE ラブ赤ちゃんプロジェクト：公共の場で泣き始めた赤ちゃんを、懸命に泣き止ませようと焦るママの姿をきっかけに始まった取り組みで、周囲が「焦らなくても大丈夫」「泣いても気にしませんよ」という受容の気持ちをステッカー等で見える化することでママ・パパを優しく見守り、子育てにათათかな風土をつくる取り組み。

○施策2 子どもの安心・安全の確保

施策項目	指標	令和2年度 実績値	令和5年度 目標値	令和5年度 実績値	達成 状況
安全の確保	防犯パトロールの回数	396回	450回	343回	B
防犯対策事業の実施	防犯灯の整備数	162灯	100灯	38灯	C
	青色回転灯装備車による防犯パトロールの回数	558回	600回	572回	A
交通安全教育関係事業の実施	交通安全運動の推進回数	4回	4回	5回	A
	自転車運転技能講習会の実施校数	7校	7校	7校	A
	交通安全教室の実施園	11園	9園	9園	A

○施策3 子育ての男女相互協力への応援

施策項目	指標	令和2年度 実績値	令和5年度 目標値	令和5年度 実績値	達成 状況
男女共同で行う子育てへの支援	啓発広報誌「交差点」の発行	3回	3回	3回	A
	男女共同参画セミナーの回数	4回	4回	5回	A
女性相談窓口の設置	専門の女性相談員を配置し、DVや子育て中の悩み等を抱えている女性の相談支援対応	100%	100%	100%	A

4 各種調査等から見られる中野市の課題

(1) こどもの権利

- ・ こどもの権利についての認知度が低い
- ・ こどもの意見、要望を聞く機会が少ない
- ・ 市内でのこどもの移動手段が限られ、交流範囲も限定される

(2) こども・若者の居場所

- ・ こどもが安心して遊び、過ごせる居場所の増加
- ・ 放課後児童クラブでの小1の壁がある
- ・ こどもが学校に行けないとき、行きたくないときに、気軽に受け入れる場所がない
- ・ 天候に左右されずに楽しめる場所が少ない

(3) 相談支援

- ・ テレビやインターネット、ゲームの付き合い方で悩んでいる
- ・ 子育て支援サービスがよくわからない
- ・ 相談できる場所、窓口が分かりにくい
- ・ 気軽に相談できる場所や方法（LINE や SNS など）の工夫が必要

(4) 経済的支援

- ・ 子育てにかかる費用負担が大きいと感じる保護者が多い
- ・ 子育てに対する経済的支援の要望が多い

(5) 子育て支援サービス

- ・ 子育てを応援するイベントが少ない
- ・ 一時的にこどもの面倒をみてもらえる親兄弟や親戚、友人知人がいない家庭もある
- ・ 共働き世帯が多く、こどもの病気や急な外出などの対応に困る家庭が多い
- ・ 子育てや子育てサークルの情報などが分かりにくい
- ・ 制度の狭間で、乳児の預け入れができない場合がある

(6) 地域でこどもを支える

- ・ 地域でこどもを育てる意識が薄い
- ・ 男性の育児休業取得率が低い

第3章 計画の基本的な方針

1. 計画の基本理念

こどもを どまんなかに
みんなで支え安心して
子育て・子育ちできる中野市

将来を担うこどもたちをまんなかに、常にこどもの最善の利益をみんなで考え支え安心して子育て・子育ちができる社会を目指します。

地域の人々の温かなまなざしと支えの中で、こどもたちがすくすく成長し、世代を超えたすべての住民を結び、こどもの元気をふるさとの未来につなげる、そんな輝くまちを目指します。

2. 計画の基本目標

基本目標1 健やかに生み育てる環境づくり

全てのこどもの健やかな成長と母と子の健康増進に向けて、妊娠から子育てまで、継続した支援を推進します。

また、父親、母親が共に子育てを担うことへの意識の啓発や、妊娠・出産・育児に対する不安・育児困難に対する対応を充実させるため、こども家庭センターを中心に、取り組みを推進していきます。

基本目標2 子育て家庭を支援する切れ目ない体制づくり

全ての人が多様なライフスタイルを選択し、仕事と子育てが両立できるよう、支援策や多様な教育・保育サービスの充実を図ります。

こども家庭センターを中心に、妊娠・出産・育児に対する切れ目ない支援、相談に対応するとともに、保育ニーズの多様化にも対応していきます。

また、子育てにかかわる経済的な支援に努め、ひとり家庭への就業支援や日常生活支援、障がいのあるこどもの自立や社会参加へ向けた支援など、援助を必要とする家庭が安心して子育てできるよう支援をし、子育てをすることへの喜びを実感できる環境づくりに取り組みます。

基本目標 3 豊かな子ども時代を過ごすための地域と社会づくり

国連で採択された「児童の権利に関する条約」（子どもの権利条約）が定める、こどもの「生きる権利」「育つ権利」「守られる権利」「参加する権利」の4つの権利を確保し、全てのこどもが持つ権利や自由が最大限に尊重される社会の実現に努めます。

「こども基本法」の理念にある子ども・若者の声を施策に反映できるよう、仕組みを構築していきます。さらに、家庭生活と職業生活の充実が図れるよう、男性の育児参加や家事が当たり前となるよう、企業や地域に働きかけを進めていくことで、豊かな子ども時代を過ごせる地域づくりを進めます。

基本目標 4 次代を担う心身ともにたくましい人づくり

保育園、幼稚園、認定こども園、学校、家庭及び地域がそれぞれの役割をもって連携し、協力しあいながら、地域社会全体で次代を担うこどもを育てる意識の高揚と家庭や地域における教育力の向上を図り、こども自身がたくましく自ら育つ「子育て」を支援していきます。

また、そのための自然体験や社会体験、生活体験などのこどもが自ら挑戦する機会の充実を図ります。

基本目標 5 こどもと子育て家庭にやさしいまちづくり

こどもを健やかに産み、安心して育てるため、こどもや子育て家庭に配慮した生活空間の整備に努めるとともに、地域ぐるみで交通安全対策や防犯対策に取り組み、安全で快適に暮らせるやさしいまちづくりを推進します。また、こどもが安心して遊び、学べるよう、こどもの居場所、公園等についても整備を推進していきます。

さらに、子育てにおいて男女が相互に協力しあう意識啓発を積極的に推進します。

基本目標 6 教育・保育の一体的提供と提供体制の確保づくり

教育・保育の利用状況及び子ども・子育て支援に関するニーズ調査により把握する利用希望を踏まえ、教育・保育提供区域ごとに均衡の取れた、教育・保育施設の配置状況及び地域の実情等を考慮し実施時期を設定します。

3. 計画の成果指標

本計画に掲げる理念、取り組み方針の達成状況を把握するため、以下の成果指標を掲げます。

指標1 子育てが「つらい・不安と覚えることの方が多い」と覚える保護者の割合

現状 令和6年度 未就学 2.5%

小学生 3.8% → 目標 令和11年度 0%

子育てに対し「つらい・不安」と覚える保護者は、未就学 2.5%、小学生 3.8%で、切れ目のない子育て支援体制を確立し、子育て・子育てする環境を整えることにより、この数値を限りなく0%に近づけます。

指標2 男性育児休業取得割合

現状 令和6年度 8.3% → 目標 令和11年度 15%

父親の育児・家事参加の割合は高まり、男性育児休業取得割合も1割に近づいています。育児・家事などを父親も担い、子育て・子育てに積極的に関わる理解が地域に浸透していくことによりこの数値が高まると考えられます。また、企業、地域の住民にも、子育て・子育てに関わり、支援していく役割を担ってもらう必要があります。

指標3 年間出生数

現状 令和5年 210人 → 目標 令和11年 210人

こどもの出生数が増えることは、子育て・子育てしやすい地域であることのひとつの指標となります。こどもをどまんなかとした取り組みを積極的に進めていることが浸透し、「子育て・子育てするなら中野市」という意識が高まっていくことにより、人口減少速度の鈍化を目指します。

4 計画の施策体系

第3期子ども・子育て支援計画は、以下の体系のもと具体的な支援施策を進めていきます。

基本目標	基本施策	
1 健やかに生み育てる環境づくり	1	安全な妊娠・出産への支援
	2	育児不安の軽減と虐待発生予防
	3	こどもと母親への健康支援
	4	食育の推進
	5	家族全員による子育て活動の促進
2 子育て家庭を支援する切れ目ない体制づくり	6	地域社会全体で子育て家庭を支援
	7	経済的な支援の取り組み
	8	多様なニーズに合わせた保育サービス等の充実
	9	特別な援助を要する家庭への支援
	10	こどもに関する相談体制の連携と充実
3 豊かなこども時代を過ごすための地域と社会づくり	11	こどもの権利を尊重する社会風土の地域づくり
	12	こどもを見守る地域社会の連携
	13	家庭生活と職業生活の充実
4 次代を担う心身ともにたくましい人づくり	14	多様な体験機会の拡大と自立を促す企画・事業の充実
	15	思春期の心と身体の健康づくり
	16	こどもの活動を支援する施策
	17	放課後児童対策
	18	魅力ある学校教育の推進
5 こどもと子育て家庭にやさしいまちづくり	19	快適な生活空間の整備
	20	こどもの安心・安全の確保
	21	子育ての男女相互協力への応援
6 教育・保育の一体的提供と提供体制の確保	22	教育・保育の一体的提供と提供体制の確保

個別施策	
①妊婦一般健康診査の実施 ③マタニティクラス等の開催 ⑤不妊・不育症治療に対する支援	②妊婦等包括相談支援事業 ④マタニティマークの普及 ⑥こども家庭センター事業の実施
⑦子育て情報の提供 ⑨育児不安に対する相談 ⑪子どもの虐待防止	⑧出産後の不安の軽減 ⑩産婦健康診査の実施
⑫乳幼児健康診査の実施 ⑬産後ケア事業の実施 ⑭母子保健訪問相談事業の実施 ⑮予防接種の実施	
⑯食を通じた子育て支援の実施 ⑰地産地消を生かした給食の提供	
⑱「家庭の日」の推進 ⑲産前産後の休暇や育児休業制度の利用促進 ⑳父親を対象とした子育て活動の促進 ㉑保育参観等の実施	
㉒相談しやすい体制、仕組みの整備	
㉓子育て支援センター・子育て支援拠点施設を中心とする支援	
㉔子育てサークル等の拡充 ㉕ファミリー・サポート・センター事業の実施 ㉖子育て支援ショートステイ事業の実施	
㉗子育て世帯訪問支援事業の実施 ㉘子育て応援イベント	
㉙子育て家庭への経済的支援	㉚こどもの貧困対策
㉛多様な保育サービスの提供 ㉜保育サービスの質の向上	
㉝乳児等通園支援の推進（こども誰でも通園制度）	
㉞ひとり親家庭への支援 ㉟障がいのある子どもへの支援	
㊱子ども相談（こども家庭センター）の実施 ㊲発育発達相談等の実施 ㊳保育所等における子育て相談の実施 ㊴子どもサポート連絡協議会の開催 ㊵いじめ問題対策連絡協議会の開催	
㊶こどもの権利を尊重する地域づくり ㊷こどもの声を吸い上げる取り組み	
㊸青少年対策事業の実施	
㊹男性育児休暇取得推進 ㊺雇用対策の推進	
㊻こどもたちが主体的に取り組める体験の場づくりと機会の提供 ㊼子どもカフェへの支援 ㊽わくわくコミュニケーション体験会	
㊾健康教育・相談事業の実施 ㊿心の健康相談の実施	
㊿子育て理解講座の実施	
㊿青少年健全育成会等への支援 ㊿PTA活動の実施 ㊿インターネットの適切・安心・安全な利用の普及啓発 ㊿情報モラル教育の推進	
㊿放課後児童対策の実施	
㊿小・中学校の充実 ㊿関係機関との連携強化	
㊿子育てしやすい環境づくり	
㊿こどもの居場所、公園等の整備	
㊿安全の確保 ㊿防犯対策事業の実施 ㊿交通安全教育関係事業の実施	
㊿男女共同で行う子育てへの支援 ㊿女性相談窓口の設置 ㊿男女共同参画社会づくりの推進	
㊿認定こども園の普及についての基本的な考え方 ㊿幼稚園教諭や保育士等の資質向上のための支援 ㊿質の高い教育・保育の提供と地域子ども・子育て支援事業の充実 ㊿幼稚園や保育所、認定こども園等と小学校との連携	

第4章 施策の展開

1 基本目標1 健やかに生み育てる環境づくり

基本施策1 安全な妊娠・出産への支援

こどもが健やかに生まれ、安心して成長していくためには、母子が心身ともに健康であることが大切です。そのためには、妊娠から子育てまでの継続した支援をする必要があり、日常生活全般にわたる、きめ細かな健康管理への支援をはじめ、妊娠・出産・育児に対する不安の軽減を図る心のケアに取り組んで行くことが重要です。

子育てについての知識、親になるための準備として育児について学ぶ機会の確保や情報を共有し合える支援が求められています。

これらの課題を踏まえ、新しく芽生えた生命を大切に育み、安心して子育てが始められるように環境を整備していきます。

重点施策	指標と目標値（令和11年度）
①妊婦一般健康診査の実施	・妊婦一般健康診査受診率 100%

個別施策	施策の内容	担当課
①妊婦一般健康診査の実施	・妊娠期の健康管理及び安全安心な出産を目指し、妊婦の健康診査を進めます。	健康づくり課
②妊婦等包括相談支援事業	・妊娠期からの切れ目ない支援を行う観点から、主に妊婦とその配偶者に対して、面談等により情報提供や相談等を行います。	健康づくり課
③マタニティクラス等の開催	・夫婦や家族が、妊娠・出産・育児について楽しく学びながら、妊娠期を心身ともに健康で過ごせるよう、仲間づくりや育児不安の解消の場として教室を開催します。	健康づくり課
④マタニティマークの普及	・妊娠初期は、外見では妊婦とわかりづらいことから、マタニティマークを身につけることにより周囲に妊娠していることを知らせ、妊婦への配慮を促します。	健康づくり課
⑤不妊・不育症治療に対する支援	・不妊治療及び不育症治療を行っている夫婦の経済的負担の軽減を図るため、支援を進めます。	健康づくり課
⑥こども家庭センター事業の実施	・妊産婦、乳幼児の状況を把握し、必要に応じ関係機関と連携を図りながら妊娠期及び18歳までのこどもとその家族への一貫した切れ目ない支援を行います。	健康づくり課 子ども相談室

基本施策2 育児不安の軽減と虐待発生予防

少子化の進行や地域における連帯感の希薄化により、育児の孤立など、多くの母親が妊娠・出産・育児において不安を抱えている状況がみられます。

また、親の精神的未熟さや、育児、仕事などの社会生活上のストレス等、様々なことが起因して、我が子を虐待してしまう親の増加が問題となっています。児童虐待の防止等に関する法律及び児童福祉法が改正され、親のこどもへの体罰の禁止が厳格化されました。今後も、様々な困難ケースに対して、要保護児童対策地域協議会の関係機関が連携し、適切な支援を行っていきます。

こどもの健全な発育、発達を促すためには、乳幼児期において愛情溢れる良好な親子関係の確立が何より重要です。

これらの課題を踏まえ、育児をする親の孤立を防ぎ、安心して子育てをしていくことができるよう支援を行っていきます。

重点施策	指標と目標値（令和 11 年度）
⑩産婦健康診査の実施	・産婦健康診査受診率 100%

個別施策	施策の内容	担当課
⑦子育て情報の提供	・子育て家庭向けに、行政及び地域が実施している子育て支援事業や子育てに関する情報を提供します。母子による情報・子育て応援ガイドブックを作成します。	子育て課 健康づくり課
⑧出産後の不安の軽減	・出産後、特に保健指導を必要とする産婦及び新生児へ産後ケア事業等の支援を進めます。	健康づくり課
⑨育児不安に対する相談	・育児不安や、わが子への虐待不安を感じている保護者の相談を進めます。	健康づくり課 子ども相談室
⑩産婦健康診査の実施	・産後うつや新生児の虐待予防等を図るため、産婦の健康診査を進めます。	健康づくり課
⑪子どもの虐待防止	・児童虐待は身近で起こり得る生命の危機と捉え、関係機関との連携により、児童虐待の防止及び早期発見に努めます。	子ども相談室

基本施策 3 こどもと母親への健康支援

乳幼児期に確立された生活リズムは、健康状態に大きな影響を与えるとともにその後の生涯にわたる生活習慣の基盤となるため、乳幼児期から健康的な生活習慣を身につけていくことが大切です。

特に、乳幼児期においては、親の生活習慣がこどもに大きく影響することから、親自身の健康づくりに対する啓発等も必要です。

これらの課題を踏まえ疾病の予防対策として、好ましい食習慣や正しい生活リズムの確立への支援などを進め、乳幼児期から始める生活習慣病の予防対策を推進していきます。

重点施策	指標と目標値（令和 11 年度）
⑬産後ケア事業の実施	・産後ケアの実施延べ人数 340 人

個別施策	施策の内容	担当課
⑫乳幼児健康診査の実施	・乳幼児の発育や発達を確認し、健康保持増進及び医療等の適切な援助を行うため、健康診査を実施します。	健康づくり課
⑬産後ケア事業の実施	・出産後 1 年以内の母子に対して心身のケアや育児のサポート等を行い、産後も安心して子育てができる支援体制の確保を行います。	健康づくり課
⑭母子保健訪問相談事業の実施	・妊娠・出産・育児に関する正しい知識の普及と、疾病等の早期発見及び育児不安の軽減を図るため、妊産婦、新生児等に対し、保健師による家庭訪問指導を行います。	健康づくり課
⑮予防接種の実施	・感染症の予防を図るため各種予防接種を実施します。	健康づくり課

基本施策 4 食育の推進

ライフスタイルの多様化に伴い、利便性や効率性が追求され、食にかかわる環境が大きく変化してきています。正しい食習慣は身体だけでなく豊かな人間性の形成と良好な家族関係づくりに

欠くことのできないことであり、特に乳幼児期から思春期において、望ましい食生活の定着化を図ることが重要です。

そのためには、それぞれの発達段階に応じた食に関する学習の機会や情報提供を進めていくことが大切となります。

これらの課題を踏まえ、保健、教育、農業分野をはじめとする様々な分野と連携し、食に関する情報提供、地元食文化の継承、食事づくり等の体験活動や土とふれあい、自然を学び、農業を地域の産業として再認識する取り組みを進めていきます。

重点施策	指標と目標値（令和 11 年度）
⑯食を通じた子育て支援の実施	・ 集団栄養指導人数 1,200 人

個別施策	施策の内容	担当課
⑯食を通じた子育て支援の実施	・ 乳幼児期から各発達段階に応じ、子どもとその保護者に栄養指導などの食を通じた子育て支援を進めます。	健康づくり課
⑰地産地消を生かした給食の提供	・ 保育所給食等の食材に、安全・安心でおいしい地元産の食材を取り入れることにより、食と地域農業への関心を高めます。	保育課

基本施策 5 家族全員による子育て活動の促進

家族全員で子育てに参加することは、特定の家族に偏りがちな子育ての負担を軽減するとともに、こどもの人格形成にも好影響を与えると考えられます。

このため、家族全員による子育てを促進し、また、こどもの情緒の安定を育み、他人に対する尊敬や思いやりを持てるような子育てが求められています。

これらの課題を踏まえ、子育て中の家族が、話し合い、楽しみ合い、協力し合うため、ともに過ごす時間を伸ばす活動を推進していきます。

重点施策	指標と目標値（令和 11 年度）
⑳相談しやすい体制、仕組みの整備	・ 地域子育て相談機関 5 か所設置

個別施策	施策の内容	担当課
⑱「家庭の日」の推進	・ 親子のふれあいを深め、ぬくもりのある家族づくりのため「家庭の日*」を推進します。	子育て課
⑲産前産後の休暇や育児休業制度の利用促進	・ 産前産後の育児期にも安心して子育てが出来るように制度の利用を促進します。	健康づくり課
⑳父親を対象とした子育て活動の促進	・ 父親に対して、育児の知識や技術を身につけ、父親同士で情報交換できるような機会を提供します。	子育て課
㉑保育参観等の実施	・ 保育所において、家族が子どもと一緒に参加できる行事や交流機会を設け、子育て支援を促進します。	保育課
㉒相談しやすい体制、仕組みの整備	・ 子育て支援センター・子育て相談機関を中心に、不安や悩みなどがある際には、気軽に相談できる体制を整えます。	子育て課

*「家庭の日」は、毎月第3日曜日に家族一人ひとりが家庭のあり方を振り返り、青少年が豊かな情操を育むことができる家庭づくりをする日として定められました。

2 基本目標2 子育て家庭を支援する切れ目ない体制づくり

基本施策6 地域社会全体で子育て家庭を支援

核家族化の進行や地域における関わりの希薄化により、育児する親が孤立することが危惧されています。

親の孤立や育児不安の解消を図り、安心して地域で子育てできる環境として、地域社会全体で子育て家庭を支援していく施策の充実を図ることで、共働き家庭のみならず、すべての家庭を対象とする支援を進めていきます。

重点施策	指標と目標値（令和11年度）
②⑦子育て世帯訪問支援事業の実施	・延べ訪問人数 48人

個別施策	施策の内容	担当課
②③子育て支援センター・子育て支援拠点施設を中心とする支援	・地域全体で子育てを支援していく基盤づくりのため、専門スタッフを配置した子育て支援センター等において、育児相談や情報提供等を進めます。	子育て課
②④子育てサークル等の拡充	・子育てサークルに対する活動の場の提供を行い、乳幼児を持つ親同士のネットワークづくりを支援し、地域における自主的な子育てサークルの育成を図ります。	子育て課
②⑤ファミリー・サポート・センター事業の実施	・育児の援助が必要な人からの依頼に応じ、育児の援助が出来る人を紹介する相互援助活動の橋渡しを行います。	子育て課
②⑥子育て支援ショートステイ事業の実施	・保護者の疾病等により、家庭での保育が一時的に困難となった児童を児童養護施設において一定期間養育及び保護を行います。	子育て課
②⑦子育て世帯訪問支援事業の実施	・訪問支援員が、家事・子育て等に対して不安・負担を抱えた子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を実施していきます。	子育て課
②⑧子育て応援イベント	・親子で参加できる子育て応援イベントを開催する	子育て課

基本施策7 経済的な支援の取り組み

地域経済の低迷等により、家計に占める「子育て費用の負担の増大が出生率の低下の原因にも挙げられています。このため、子育て家庭への経済的支援を充実していく必要があります。また、平成26年に「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が施行され、令和元年6月、令和6年6月には、この法律の一部を改正する法律が成立しました。貧困の世代間連鎖を断ち切るべく、子どもがいる貧困家庭への支援の充実を図ります。

このため、施策の拡充に取り組んでいくとともに、国や県に対しても制度の充実を求めています。

重点施策	指標と目標値（令和11年度）
②⑨子育て家庭への経済的支援	・給食費の無償化の実施

個別施策	施策の内容	担当課
②⑨子育て家庭への経済的支援	1.児童手当の支給、子ども医療費の助成など子育て家庭への支援を進めます。	福祉課 子育て課
	2.3歳から5歳までの幼児教育・保育の利用料を無償化します。また、低所得世帯、多子世帯におけ	保育課

個別施策	施策の内容	担当課
	る、第3子以降の入所児童の副食費を免除します。	
	3.3歳未満児の保育所の保育料を国の徴収基準額より軽減します。	保育課
	4.低所得世帯、多子世帯における3歳未満児の保育所の保育料を軽減します。	保育課
	5.要保護・準要保護児童の就学を援助します。	学校教育課
	6.奨学金による援助を行います。	学校教育課
	7.経済的理由で入院助産が困難な妊産婦に対し、入所措置を行い、援助します。	福祉課
	8.学校給食費を無償化するとともに、地元農産物を使用した学校給食を提供し地産地消に努めます。	学校教育課 学校給食センター
③⑩こどもの貧困対策	1.社会全体で理解を深めることが欠かせないことから、民間での活動の担い手の確保や地域における連携支援を、関係機関とともに継続してサポートしていきます。	福祉課 子育て課
	2.こどもの学習支援、居場所づくり、高校卒業資格の取得といった支援を行います。	福祉課
	3.保護者の就労支援や働くことに悩みを持つ若者に一般就労に向けた訓練等の支援を行います。	福祉課

基本施策8 多様なニーズに合わせた保育サービス等の充実

近年は女性の就労率の上昇や育児休業制度の充実などにより、出産後も保育所などを利用して就労を継続したいという意向が強くなっています。また、就労形態も多様化していることから多様な保育サービスも求められています。

これらの課題を踏まえ、多様な保育ニーズへの対応に取り組むとともに、安全な保育環境のもとで質の高い保育サービスの提供に努めていきます。

重点施策	指標と目標値（令和11年度）
③⑩乳児等通園支援の推進 （こども誰でも通園制度）	・延べ人数 0歳児 1,680人 1歳児 960人 2歳児 720人

個別施策	施策の内容	担当課
③⑩多様な保育サービスの提供	1.保護者の勤務時間等に対応するため、延長保育を実施します。	保育課
	2.保護者の負担軽減や就労形態に対応するため、休日保育を実施します。	保育課
	3.家庭の事情により家庭保育が困難となる未就園児を一時的に預かる一時的保育を実施します。	保育課
	4.病気の治療中又は回復期の児童を支援するため、病児・病後児保育を実施します。	保育課
	5.児童の個性を豊かに育む環境を提供するため、老朽化した保育所の整備を計画的に進めます。	保育課
	6.保護者の負担軽減に対応するためおむつのサブスクリプションサービス・3歳以上児への主食（ごはん）の提供・お昼寝用コット導入を実施します。	保育課
	7.保育サービス向上のための保育所職員研修等を実施します。	保育課
③⑩保育サービスの質の向上	1.保育所に苦情相談窓口を設置し、苦情相談に対応します。	保育課
	2.認可外保育施設の児童の処遇向上を図るため、運営費を補助します。	保育課
	3.地域のお年寄りや積極的に交流します。	保育課
	4.ICTの有効活用を図ります。	保育課

③乳児等通園支援の推進 (こども誰でも通園制度)	1.全てのこどもの育ちを応援し、こどもの良質な成育環境を整備するための新たな通園給付です。国の方針に基づき取り組んでいきます。	保育課
-----------------------------	---	-----

基本施策 9 特別な援助を要する家庭への支援

ひとり親家庭への就業支援や日常生活支援、発達障がいを含む障がいのあるこどもの自立や社会参加に向けた支援など、全てのこどもが幸せな家庭生活を送れるような取り組みが必要とされています。

これらの課題を踏まえて、公的機関や民間事業者と連携を図りながら、ニーズに応じた乳幼児期から成年期までの福祉の充実に努めていきます。

重点施策	指標と目標値（令和 11 年度）
③④ひとり親家庭への支援	・ 相談支援 延べ件数 800 件

個別施策	施策の内容	担当課
③④ひとり親家庭への支援	1.経済的自立や生活の安定を図るための母子父子寡婦福祉資金貸付金の貸付けや医療費の助成、資格取得費用の助成など経済的支援をします。	福祉課
	2.母子父子自立支援員を配置し、生活全般の相談と自立に必要な指導助言をします。	福祉課
	3.生活の安定と自立を援助するため、児童扶養手当を支給します。	福祉課
	4.暴力により緊急に保護する必要がある母子を支援します。	福祉課 子ども相談室
③⑤障がいのあるこどもへの支援	1.時間単位での介護サービスを支援します。	福祉課
	2.日常生活の利便を図るため、補装具や日常生活用具の給付等をします。	福祉課
	3.医療費の助成や特別児童扶養手当を支給します。	福祉課
	4.身体介護等日常生活や集団生活への適応訓練を支援します。	福祉課
	5.障がい児保育や特別支援教育を支援します。	福祉課
	6.発達障がい等の障がいのあるこどもに対して相談・支援をします。	福祉課 子ども相談室
	7.特別支援学級に在籍する児童や生徒の保護者に対し就学のための奨励費を支給します。	学校教育課
	8.第3期障がい児福祉計画の推進を図ります。	福祉課

基本施策 10 こどもに関する相談体制の連携と確立

こどもたちや保護者の悩みを少しでも解消するためには、問題行動の早期発見や適切な助言など、一層の支援体制を築く必要があります。

児童虐待、発達の遅れ、いじめ、不登校等様々な問題を抱えるこどもや家庭に対しての相談・支援の充実に図るため、相談者のプライバシーを保護するための環境整備、相談員の資質の向上に努め、専門相談機関と一層の連携を図りながら、お互いに情報収集・情報提供や協力依頼ができる連携体制の構築を推進します。

重点施策	指標と目標値（令和 11 年度）
③⑦発育発達相談等の実施	・ 園訪問の回数 80 回

個別施策	施策の内容	担当課
③⑥子ども相談（こども家庭センター）の実施	・子ども相談室・健康づくり課に専門の相談員を配置し、面談・電話相談等により妊産婦及び18歳になる年度末までのこどもとその家族の相談を進めます。	子ども相談室 健康づくり課
③⑦発育発達相談等の実施	1.子育て支援センターにおいて、保健師等による保健相談等を進めます。	子育て課 健康づくり課
	2.発達障がいサポートマネージャー等が保育所、認定こども園、幼稚園を巡回し、保育活動における発育発達相談を進めます。	子ども相談室
③⑧保育所等における子育て相談の実施	・保護者の悩みを解消するため、保育士等による乳幼児の子育て相談を実施します。	保育課
③⑨子どもサポート連絡協議会の開催	・虐待をはじめとする要保護児童や暴力行為等の問題を抱えるこどもとその保護者の適切な保護や支援を進めるため、中野市子どもサポート連絡協議会を運営し、支援に努めます。	子ども相談室
④⑩いじめ問題対策連絡協議会の開催	・児童生徒のいじめ問題の克服に向けて、学校、地域、関係機関等が連携を図り、いじめ防止等の取り組みについて協議します。	学校教育課

3 基本目標3 豊かなこども時代を過ごすための地域と社会づくり

基本施策11 こどもの権利を尊重する社会風土の地域づくり

虐待やいじめ、不登校、援助交際など、こどもを取り巻く問題はより一層深刻化している状況です。

このため、「児童の権利に関する条約」に定められた子どもの「生きる権利」「育つ権利」「守られる権利」「参加する権利」の4つの権利の確保をめざし、「子どもの権利」を尊重する気風を醸成する取り組みを進めます。

重点施策	指標と目標値（令和11年度）
④②こどもの声を吸い上げる取り組み	・こどもの声を聞く機会の実施 5回

個別施策	施策の内容	担当課
④①こどもの権利を尊重する地域づくり	1.日頃から、虐待を許さない社会づくりなどこどもに対する人権意識の高揚を推進します。	子ども相談室
	2.毎年5月5日(こどもの日)から一週間の「児童福祉週間」において、児童福祉のスローガン等を広報等で周知し、児童福祉の理念の周知と児童を取り巻く諸問題の社会喚起を推進します。	子育て課
	3.毎年11月の「児童虐待防止推進キャンペーン」において、児童虐待防止の啓発を推進します。	子ども相談室
④②こどもの声を吸い上げる取り組み	・こどもがどのような希望やニーズを持っているかを把握するため、定期的に意見を聞く機会、窓口を設けます。	子育て課

基本施策12 こどもを見守る地域社会の連携

次代を担うこどもたちの健全育成には、有害環境を浄化し、地域で健やかに暮らせるまちづくりを進める必要があります。

こどもに関わる情報を的確に収集・提供出来る体制の整備を図るとともに、ボランティア団体や学校、行政等も含めた関係団体の連携の強化を図ります。

重点施策	指標と目標値（令和 11 年度）
④③青少年対策事業の実施	・街頭啓発活動の実施回数 50 回

個別施策	施策の内容	担当課
④③青少年対策事業の実施	1.少年育成センターを設置し、少年補導活動や有害環境の浄化活動を実施します。	子育て課
	2.街頭啓発活動等を行います。	子育て課
	3.地域ぐるみで青少年の健全育成を推進するため、青少年健全育成団体の活動を支援します。	子育て課

基本施策 13 家庭生活と職業生活の充実

子育てに関する不安感や負担感として、配偶者の協力や理解の不足が挙げられています。

また若い世代では、安心して家庭を築き、こどもを産み育てることができるための経済的に自立した生活への支援が求められています。

これらの課題を踏まえ、男女が共に家庭における役割を担うことの啓発、全ての人が家庭と仕事のバランスがとれる多様な働き方を選択出来るよう情報提供を進めていきます。

また、若い世代が安心して家庭を築き、こどもを生み育てることが出来るよう、安定就労を促進するための施策を推進します。

重点施策	指標と目標値（令和 11 年度）
④⑤雇用対策の推進	・女性のための就職支援事業を活用した女性の就業者数 7 人

個別施策	施策の内容	担当課
④④男性育児休暇取得推進	1.男性育児休暇取得についての意義と男性の育児での役割について、父親だけでなく企業、地域にも啓蒙していきます。	人権・男女共同参画課 商工観光課
④⑤雇用対策の推進	1.ふるさとハローワークの充実を進めます。	商工観光課
	2.中野地域職業訓練センターを活用し、職業能力開発のための施策を進めます。	商工観光課
	3.雇用確保のための人材育成事業等を推進します。	商工観光課

4 基本目標 4 次代を担う心身ともにたくましい人づくり

基本施策 14 多様な体験機会の拡大と自立を促す企画・事業の充実

核家族化、共働き家庭の増加などが要因でこどもたちが家族と過ごす時間が減るとともに、こども同士が集団で過ごす機会が減少していることで、社会性の不足や規範意識も希薄になってきていることが指摘されています。

こどもたちが、心身ともに調和のとれた人間として成長し、他人を思いやる心豊かな人間性を育んでいくため、多様な体験を通じた遊びや学習の機会の提供を進めます。

重点施策	指標と目標値（令和 11 年度）
④⑥わくわくコミュニケーション体験会	・研修会の実施 全 7 小学校の児童参加

個別施策	施策の内容	担当課
④⑥ こどもたちが主体的に取り組める体験の場づくりと機会の提供	1.地域や公民館・図書館等において、研修会やこどもたちが主体的に取り組める生活・自然体験、芸術・文化体験等の場づくりと機会を提供します。	公民館 図書館
	2.学校間・異年齢間の交流を図り、こどもたちの自主性や創造性を育むための活動を促進します。	子育て課
④⑦ 子どもカフェへの支援（子ども食堂）	1.広報誌やホームページ等により子どもカフェに関する情報を提供し、理解の促進を図ります。	子育て課
	2.市の公共施設や地域の施設の利用調整等を行うほか、子どもカフェの取り組みを応援していただける関係機関へ協力要請を行います。	子育て課
④⑧ わくわくコミュニケーション体験会	1.対人コミュニケーションプログラムを提供し、人間関係形成を体験する活動を進めます。	子育て課

基本施策 15 思春期の心と身体健康づくり

思春期は身体的、精神的変化が大きく、二次性徴の発現・成熟とともに成長のスパートが見られる反面、精神的には不安定になりやすく、適応障がいなどの思春期特有の精神的トラブルも発生しやすくなっています。

また、近年の社会環境の変化を反映して、いじめ、不登校などの心の問題は深刻化してきています。

これらの課題を踏まえ、心身ともに健やかな子育ての取組みの強化と、心の問題を抱えるこどもとその家族への支援の充実を図っていきます。

思春期のこどもに対する正しい知識の普及啓発や心の健康などの充実を図るとともに、保健、医療、福祉、教育の関係者の連携を一層強化し、家庭、学校、地域における効果的かつ総合的な支援を進めていきます。

重点施策	指標と目標値（令和 11 年度）
⑤① 子育て理解講座の実施	・ 学校健康教室の参加者数 12 回

個別施策	施策の内容	担当課
④⑨ 健康教育・相談事業の実施	1.地域、学校等を訪問し、健康教育を行うほか、個々のケースに対応し、家庭訪問を実施します。	健康づくり課
⑤② 心の健康相談の実施	1.心の問題に対して、こころの専門医による個別健康相談を行います。	健康づくり課
⑤① 子育て理解講座の実施	1.中学生を対象に、性教育中心とした、次世代の親となる中学生のための子育てに関する理解講座を開催し、子育てへの関心を高めます。	子育て課

基本施策 16 こどもの活動を支援する施策

学童期・思春期は言うまでもなく人格を形成する時期にあり、家庭、学校など地域全体でこどもたちを育てていくことが必要です。

また、社会環境の変化に伴い、その育成機能を向上させていくことも重要なことです。

これらの課題を踏まえ、こどもの育成に関わる家庭、学校、地域がそれぞれの役割をもって連携し、協力しあいながら、こどもたちが学習や遊びなどの活動しやすい環境を整備・提供していきます。

近年、スマートフォンなどの情報機器端末が普及し、手軽に情報が入手でき、SNSなどのコミュニケーションツールにより多くの人とつながることができるなど、便利になる一方で、不特定多数の人とのつながりから、危険に遭遇する機会も増え、連れ去りなどの犯罪に巻き込まれるケースもあります。家庭・学校・地域の連携のもと、有害情報やインターネットを介した犯罪か

らこどもを守るため、発達の段階に応じた、情報機器の適切な利用啓発や、モラル対策の学習会などを行い、社会全体でこどもを守っていく気運を高め、こどもが安心して生活できる環境づくりを推進します。

重点施策	指標と目標値（令和 11 年度）
⑤④ インターネットの適切・安心・安全な利用の普及啓発	・メディアコントロール週間の実施 11 校

個別施策	施策の内容	担当課
⑤② 青少年健全育成会等への支援	1.地域ぐるみで青少年の健全育成を推進するため、青少年健全育成会等への支援をします。	子育て課
⑤③ P T A 活動の実施	1.保護者と教師が連携を密にし、教育環境の向上を図ります。	学校教育課
⑤④ インターネットの適切・安心・安全な利用の普及啓発	1.こどもが利用する携帯電話におけるフィルタリングソフトまたはサービスの普及促進等に努め、有害情報からこどもを守ります。	学校教育課
	2.各種メディアへの過度な依存による弊害について啓発するとともに、情報モラル教育を推進します。	学校教育課
⑤⑤ 情報モラル教育の推進	1.各学校で I C T 教育推進と共に情報モラル教育を推進します。また、S N S ルールづくりを検討します。	学校教育課

基本施策 17 放課後児童対策

学校内外の施設を活用し、待機児童が発生することのないように取り組む必要があります。

また、共働き家庭等の「小 1 の壁」を解消する方策を検討するとともに、全ての児童が放課後を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、放課後児童クラブと放課後子ども教室の両事業を行います。

重点施策	指標と目標値（令和 11 年度）
⑤⑥ 放課後児童対策の実施	放課後児童クラブ及び放課後子ども教室が連携し、共働き家庭等の児童を含めた全ての児童が、放課後子ども教室の活動プログラムに参加できるようにします。 2 事業

個別施策	施策の内容	担当課
⑤⑥ 放課後児童クラブ	・放課後児童クラブ（放課後児童健全育成事業）保護者が労働党により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に小学校の余裕教室、児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図ります。	子育て課
⑤⑥ 放課後子ども教室	・授業日の放課後に、地域スタッフの支援による遊びや体験活動、異学年交流の場を通して、こども達の自主性や社会性、思いやりの心など、豊かな人間性の成長を支援する。	子育て課

（１）放課後児童クラブの年度ごとの量の見込み及び目標整備量

（人）

区分	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
量の見込み	517	517	501	478	447
目標整備量	655	655	655	655	655

(2) 放課後子ども教室の実施計画

(校)

区分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
学校数	7	7	7	7	7
校内交流型	5	5	5	5	5
連携型	2	2	2	2	2
開設割合	100%	100%	100%	100%	100%

※校内交流型 児童クラブと子ども教室を同一の小学校内（隣接も含む）の活動場所において実施しており、子ども教室が実施する共通プログラムに児童クラブの児童が参加できるもの

※連携型 子ども教室と児童クラブの少なくとも一方が小学校以外の場所にある、子ども教室が実施する共通のプログラムに児童クラブの児童が参加するもの

(3) 児童クラブ及び子ども教室の一体的又は連携による実施に関する具体的な方策

一体的又は連携して実施できるように、子ども教室の内容を工夫します。

また、児童クラブ支援員と子ども教室のコーディネーターの情報共有を図り、児童の参加しやすい環境づくりを行います。

(4) 小学校の余裕教室等の児童クラブ及び子ども教室への活用に関する具体的な方策

一部の児童クラブは、管理などについて、市（指定管理者）と教育委員会及び学校で協議し、余裕教室を改修整備した教室で運営しています。また、子ども教室は、余裕教室では行っており、体育館や特別教室等を一時的に利用して実施しています。余裕教室等の活用については、市、教育委員会及び学校と話し合う機会（総合教育会議など）を持ち、放課後児童対策の必要性や意義等について理解を求めていきます。

(5) 教育委員会と子ども部との具体的な連携方策

児童クラブ及び子ども教室の実施を一体的に進めるには、両事業の担当は子ども部ですが実施については、学校との調整が不可欠であるため、教育委員会と連携し情報共有を図り、必要に応じて文書等による申し合せを行いながら、進めます。

(6) 特別な配慮を必要とする児童への対応に関する方策

児童クラブ及び子ども教室における特別な配慮を必要とする児童の受け入れは、児童クラブ支援員の増員や研修を行い、児童及び保護者が安心して過ごすことができるよう対応しています。また、放課後デイサービス事業の充実を図ります。

(7) 地域の実情に応じた放課後児童クラブの開所時間の延長に係る取組

児童クラブの開所時間の延長については、保護者からの要望などを把握したうえで、方向性を検討し、必要な調整を行います。

(8) 放課後児童クラブの役割をさらに向上させていくための方策

児童クラブは、単に児童を預かるだけではなく、基本的な生活習慣や異年齢児童などとの係わりを通じた社会性の習得、発達段階に応じた主体的な遊びや生活ができる

「遊びの場」「生活の場」となるよう、こどもの主体性を尊重し、こどもの自主性、社会性等の向上を図るため、発達段階に応じた環境づくりを行います。

また、支援員がきめ細やかな配慮や適切な判断ができるよう研修を実施し、支援の質の向上を目指します。

（９）育成支援の内容について、利用者や地域住民への周知を推進させるための方策

児童クラブや子ども教室は、児童の健全育成のために地域や学校等と連携してこどもの育ちを支えることが必要なことから、利用者、学校及び地域住民との共通理解や情報共有の場として、運営委員会を開催し、スポーツ・文化団体など地域人材の参画の促進を図ります。

基本施策 18 魅力ある学校教育の推進

少子化を背景とする時代の変化に対応できるたくましいこどもを育てるため、心豊かな人間性、健康や体力といった「生きる力」を育成していくことが重要となっています。

これらの課題を踏まえ、こどもたち一人ひとりの個性や能力を伸ばし、社会で発揮できるような教育を推進しています。

また、家庭や地域との連携を図りながら、社会全体でこどもを育てるための教育環境を整え、こどもたちの「生きる力」を育んでいきます。

重点施策	指標と目標値（令和 11 年度）
⑤7小・中学校の充実 【心の教育の充実】	・不登校児童生徒数の減少

個別施策	施策の内容	担当課
⑤7小・中学校の充実 【安全の確保】	1.通学路のパトロール、登下校時の見守り・声かけなど地域ボランティアによる安全対策を促進します。	学校教育課
	2.家庭、地域、学校、関係機関と連携し、防犯・防災等の連絡体制の充実を進めます。	学校教育課
⑤7小・中学校の充実 【学校保健体育の充実】	1.健康診断、健康管理、保健体育を充実し、児童生徒を健やかに育成します。	学校教育課
⑤7小・中学校の充実 【教職員研修の充実】	1.教職員の能力開発、指導力の向上をめざした、自主的、自発的な研修を推進します。	学校教育課
⑤7小・中学校の充実 【学校運営内容の充実】	1.一人ひとりに応じた指導を通じて、学力の基礎・基本の定着を進めます。	学校教育課
	2.各学校に応じた学校教育目標の具現化を図るための特色ある教育を推進します。	学校教育課
	3.情報活用能力を生かして、新しい時代に生きる力を身につけるためICT教育を推進します。	学校教育課
	4.異文化理解の向上を図るため、児童生徒の外国語教育を推進します。	学校教育課
	5.特別な支援を要する児童生徒に対し、関係機関と連携して、一人ひとりのニーズに応じた特別支援教育を推進します。	学校教育課
	6.学校と地域住民の協働による地域に開かれた信頼される学校づくりのため、信州型コミュニティスクールを推進します。	学校教育課
⑤7小・中学校の充実 【心の教育の充実】	1.学校、地域、行政が連携し、発達段階に応じた生活体験を通して他人を思いやる心豊かな人間性を育てる教育を推進します。	学校教育課
	2.地域を知り、地域を愛し、地域を誇りに思う心を育てる教育を推進します。	学校教育課
	3.いじめや不登校等の対策は、未然防止、早期対策に努めるとともに、市教育委員会と学校、関係機関による情報共有、連携を図ります。また、児童・生徒の多様なニーズに応じた居場所づくりとして、ハロールーム、校内中間教室、相談室を設置しているほか、民間との連携も含め、児童生徒の自立に向けた取り組みを推進します。	学校教育課
⑤7小・中学校の充実 【教育環境の充実】	1.快適で安全な学習環境を維持するため校舎等の改修や修繕を計画的に進めます。	学校教育課

	2.総合的な学習や情報教育など、多様化する教育内容に応じた施設、設備の充実を進めます。	学校教育課
	3.学校給食センターを新設統合し、より効率的で安心安全な学校給食を提供します。	学校教育課 学校給食センター
⑤8 関係機関との連携強化	1.幼稚園、保育所と小学校、中学校との連携を強化します。	学校教育課

5 基本目標5 こどもと子育て家庭にやさしいまちづくり

基本施策 19 快適な生活空間の整備

子育て中の保護者等が外出する際に、こどもが幼少であることで制限をされる、また困ることが多く存在します。そのため、安心して子育てをするためには、こどもを連れていても気軽に外出できる、安全で快適な生活環境を整備する必要があります。

このため、公共的施設を中心に子育てがしやすいよう環境を整備し、こどもを育てる家庭に配慮したまちづくりを推進します。

重点施策	指標と目標値（令和 11 年度）
⑥0 こどもの居場所、公園等の整備	・安心して遊べる場の確保 5 箇所

個別施策	施策の内容	担当課
⑤9 子育てしやすい環境づくり	1.公共施設を中心に、市民ニーズに対応した環境整備を推進するなど、子育てしやすい環境づくりを進めます。	子育て課
	2.地域における児童の遊び場の整備を支援します。	子育て課
	3.「赤ちゃんの駅*1」の充実に努めます。	子育て課
	4.「WE ラブ赤ちゃんプロジェクト*2」の普及に努めます。	子育て課
⑥0 子どもの遊び場、公園等の整備	1.こどもたちが身近で、安心して遊べる公園などを整備していきます。	子育て課 都市建設課

*1 赤ちゃんの駅：誰でも自由におむつ替えや授乳ができるスペースの愛称

*2 WE ラブ赤ちゃんプロジェクト：公共の場で泣き始めた赤ちゃんを、懸命に泣き止ませようと焦るママの姿をきっかけに始まった取り組みで、周囲が「焦らなくても大丈夫」「泣いても気にしませんよ」という受容の気持ちをステッカー等で見える化することでママ・パパを優しく見守り、子育てににあたかな風土をつくる取り組み。

基本施策 20 こどもの安心・安全の確保

通学・通園途中に発生する事故やこどもが被害者となる犯罪の増加が懸念されるところです。こどもを交通事故から守るため、こども一人ひとりに交通ルールを身につけさせる交通安全教育に力を入れる必要があります。

また、インターネットやスマートフォン利用のための新しい知識共有やそれらを利用した不審者情報の共有など、こどもたちを犯罪から守るため、防犯に配慮した活動の充実が必要となっています。

これらの課題を踏まえ、学校、地域、関係機関の一層の連携により、地域ぐるみで安心・安全の確保の取り組みを推進していきます。

重点施策	指標と目標値（令和 11 年度）
⑥1 安全の確保	・防犯パトロールの実施 450 回

個別施策	施策の内容	担当課
⑥1 安全の確保	1.家庭、地域、学校、関係機関と連携し、防犯活動を進めます。	市民協働推進室 学校教育課
⑥2 防犯対策事業の実施	1.通学路の環境整備を図るため防犯灯整備への支援を進めます。	市民協働推進室 学校教育課
	2.通学・通園時間を中心に青色防犯パトロールを実施し、犯罪被害を未然に防止します。	市民共同推進室 学校教育課
⑥3 交通安全教育関係事業の実施	1.家庭、学校、地域や関係機関、団体との相互連携により交通安全運動を推進します。	市民共同推進室 学校教育課
	2.小学生を対象に正しい自転車の乗り方の知識及び技術を指導します。	市民共同推進室 学校教育課
	3.学校・保育所等において、交通安全教室を開催します。	保育課 学校教育課

基本施策 21 子育ての男女相互協力への応援

社会構造の変化等により男性の家事や育児への参加が国際的潮流となっているなか、日本では性別役割分担意識が父親の長時間労働、母親の孤立などが、家族の絆や育児に悪影響を与えています。

これらの課題を踏まえ、女性の社会進出が進むなかで、男女が協力し合い、子育てを行うことへの理解を深めるための取り組みを進めます。

重点施策	指標と目標値（令和 11 年度）
⑥⑥ 男女共同参画社会づくりの推進	・ 男女共同参画セミナーの実施 4 回

個別施策	施策の内容	担当課
⑥4 男女共同で行う子育てへの支援	1.固定的な性別役割分担意識を解消し、女性と男性が平等な立場で能力や個性を発揮できるよう、意識改革を進めます。	人権・男女共同参画課
	2.各種講座や研修会を通し、男女共同の子育てへの啓発を推進します。	人権・男女共同参画課
⑥5 女性相談窓口の設置	・ 専門の女性相談員を配置し、子育て中の悩みなどを抱えている女性の相談を受け、共に解決の道を探します。	福祉費
⑥⑥ 男女共同参画社会づくりの推進	・ 各種講座や研修会を通し、子育ての男女相互協力への人材育成と啓発を進めます。	人権・男女共同参画課

6 基本目標 6 教育・保育の一体的提供と提供体制の確保

基本施策 22 教育・保育の一体的提供と提供体制の確保

教育・保育の一体的な提供とその提供体制を確保するために、以下の取り組みを進めていきます。

重点施策	指標と目標値（令和 11 年度）
⑥8 幼稚園教諭や保育士等の資質向上のための支援	・ 障がい児担当保育士研修会への参加 年 2 回

個別施策	施策の内容	担当課
⑥7 認定こども園の普及についての基本的な考え方	1.子ども・子育て支援制度では、保護者の就労状況等にかかわらず、そのニーズや選択に応じた多様で総合的な子育て支援を進めることを目指し、幼稚園と保育所の機能や特長を併せ持つ認定こども園の普及に努めます。	保育課
⑥8 幼稚園教諭や保育士等の資質向上のための支援	1.障がいのあるこどもや特別な支援を要するこどもについて、その状況を的確に把握し適切な教育・保育が提供されるよう、専門機関との連携を強化するとともに、各種研修会に参加します。 2.国の制度等を活用し、保育士の処遇改善に努めます。	保育課
⑥9 質の高い教育・保育の提供と地域子ども・子育て支援事業の充実	1.乳幼児期の教育・保育が生涯の人格形成の基礎を培う重要な時期であることを踏まえ、質の高い教育・保育の提供に努めるとともに、子育て支援体制及び環境の確保、人材の育成などに努めます。	保育課
⑦0 幼稚園や保育所、認定こども園等と小学校との連携	1.幼稚園・保育所等と小学校の児童との交流や、職員間の連携を通じて小学校への円滑な接続の支援に努めます。	学校教育課 保育課

第5章 教育・保育の量等の見込みと確保方策

1. 子ども・子育て支援制度の事業体系

(1) 地域子ども・子育て支援事業

子ども・子育て支援制度では、質の高い教育・保育の提供とともに、地域の子ども・子育て家庭の実情に応じた子育て支援体制の充実を図ることとしています。

本計画では、今後5年間で19事業を核にして展開し、地域の子ども・子育て支援に取り組んでいきます。

	事業名	概 要
1	利用者支援事業	子ども又はその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じて相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業です。
2	地域子育て支援拠点事業	乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。
3	妊婦健康診査事業	妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業です。
4	乳児家庭 全戸訪問事業	生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業です。
5	養育支援訪問事業	養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業です。
6	子育て短期支援事業（ショートステイ）	保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う事業です。
7	ファミリー・サポート・ センター事業 （子育て援助活動支援事業）	乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と、当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。
8	一時預かり事業	家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間において、認定こども園、幼稚園、保育所、地域子育て支援拠点その他の場所で一時的に預かり、必要な保護を行う事業です。
9	延長保育事業	保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間において、認定こども園、保育所等で保育を実施する事業です。
10	病児保育事業	病児について、病院・保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育等を実施する事業です。
11	放課後児童健全育成事業	保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に小学校の余裕教室、児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業です。

	事業名	概 要
12	実費徴収に係る 補足給付を行う事業	保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等を助成する事業です。
13	多様な事業者の 参入促進・能力活用事業	多様な事業者の新規参入を支援するほか、特別な支援が必要な子どもを受け入れる認定こども園の設置者に対して、必要な費用の一部を補助する事業です。
14	子育て世帯訪問支援事業	訪問支援員が、家事・子育て等に対して不安・負担を抱えた子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を実施することにより、家庭や養育環境を整え、虐待リスク等の高まりを未然に防ぐ事業です。
15	児童育成支援拠点事業	養育環境等に課題を抱える、家庭や学校に居場所のない児童等に対して、当該児童の居場所となる場を開設し、児童とその家庭が抱える多様な課題に応じて、生活習慣の形成や学習のサポート、進路等の相談支援、食事の提供等を行うとともに、児童及び家庭の状況をアセスメントし、関係機関へのつなぎを行う等の個々の児童の状況に応じた支援を包括的に提供することにより、虐待を防止し、子どもの最善の利益の保障と健全な育成を図る事業です。
16	親子関係形成支援事業	児童との関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者及びその児童に対し、講義やグループワーク、ロールプレイ等を通じて、児童の心身の発達の状況等に応じた情報の提供、相談及び助言を実施するとともに、同じ悩みや不安を抱える保護者同士が相互に悩みや不安を相談・共有し、情報の交換ができる場を設ける等その他の必要な支援を行うことにより、親子間における適切な関係性の構築を図る事業です。
17	妊婦のための支援給付・妊婦等包括 相談支援事業	妊娠期からの切れ目ない支援を行う観点から、妊婦に対する経済的支援を行うとともに、主に妊婦とその配偶者に対して、面談等により情報提供や相談等を行う事業です。
18	乳児等通園支援事業（こども誰でも 通園制度）	全てのこどもの育ちを応援し、こどもの良質な成育環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルにかかわらず形での支援を強化するため、現行の幼児教育・保育給付に加え、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位等で柔軟に利用できる新たな通園給付制度です。
19	産後ケア事業	出産後1年以内の母子に対して心身のケアや育児のサポート等を行い、産後も安心して子育てができる支援体制の確保を行う事業です。

2. 教育・保育提供区域の設定

地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、現在の教育・保育の利用状況、教育・保育を提供するための施設の整備の状況などを総合的に勘案して、利用者が幅広い選択肢の中から、登園、通勤の利便性や教育の独自性を考慮して希望する園を選択できるように、市内全域を一つの区域として設定します。

ただし、放課後児童クラブ等は事業実施の単位が小学校区であることから、小学校区とします。

3. 地域子ども・子育て支援事業の施策について

(1) 利用者支援事業

子ども又はその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業です。

今後の方針 妊産婦、乳幼児の状況を把握し、必要に応じ関係機関と連携を図りながら切れ目のない支援を継続して実施します。

(か所)

区分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
基本型					
量の見込み	1	1	1	1	1
確保方策	1	1	1	1	1
過不足	0	0	0	0	0
特定型					
量の見込み	0	0	0	0	0
確保方策	0	0	0	0	0
過不足	0	0	0	0	0
こども家庭センター型					
量の見込み	1	1	1	1	1
確保方策	1	1	1	1	1
過不足	0	0	0	0	0

(2) 地域子育て支援拠点事業

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言を行う事業です。

今後の方針 親子で参加出来る行事の計画、子育てサークル活動の援助、保護者の育児不安に対する相談等を積極的に行い、利用者に寄り添った事業を継続して実施します。

(か所)

区分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	5	5	5	5	5
確保方策	5	5	5	5	5

(3) 妊婦健康診査事業

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業です。

今後の方針 妊婦の健康管理及び母子の健康保持増進を図るうえで必要な事業であることから、継続して実施します。

(人：延べ人数)

区分	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
量の見込み	2,870	2,870	2,730	2,730	2,590
確保方策	2,870	2,870	2,730	2,730	2,590

(4) 乳児家庭全戸訪問事業

生後 4 か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業です。

今後の方針 早期からの適切な支援が出来るよう、各家庭を訪問し、各家庭の状況に応じた指導、育児支援を継続して実施します。

(人：実人数)

区分	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
量の見込み	205	205	195	195	185
確保方策	205	205	195	195	185

(5) 養育支援訪問事業

養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業です。

今後の方針 養育支援の必要な家庭の居宅訪問、指導、助言等現在実施の内容を基本とし、継続して実施します。また、関係機関との連携を密にして、支援が必要な対象者を発見し、虐待等を未然に防げるように必要な支援を実施します。

(人：実人数)

区分	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
量の見込み	7	7	7	7	7
確保方策	7	7	7	7	7

(6) 子育て短期支援事業

保護者の疾病等の理由により、家庭において養育を受けることが一時的に困難になった児童について、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う事業です。

今後の方針 子育て家庭の負担の軽減を図るうえで必要な事業であることから、継続して実施します。

(人：延べ人数)

区分	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
量の見込み	91	91	91	91	91
確保方策	91	91	91	91	91

(7) ファミリー・サポート・センター事業（子育て援助活動支援事業）

乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。

今後の方針 提供会員として登録していただくための研修会を開催し、子育てを地域で支援するための組織づくりを図ります。また、事業の周知を図り、引き続き提供会員の確保に努めます。

(人：延べ人数)

区分	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
量の見込み	36	36	36	36	36
確保方策	36	36	36	36	36

(8) 一時預かり事業

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間において、認定こども園、幼稚園、保育所、地域子育て支援拠点その他の場所において、一時的に預かり、必要な保護を行う事業です。

この事業は、幼稚園における在園児を対象とした預かり保育と保育所等における一時預かりに分けられます。

今後の方針 現行の体制を維持することを基本とし、必要な提供体制の確保を行っていきます。

(人：延べ人数)

区分	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
のべ人数	10,800	10,800	10,800	10,800	10,800
施設数	5	5	5	5	5

(9) 延長保育事業

保育認定を受けたこどもについて、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間において、認定こども園、保育所等において保育を実施する事業です。

今後の方針 児童人口の減少とともに利用実績も減少傾向にあります。そのため、現行の体制を維持することを基本とし、必要な提供体制の確保を行っていきます。

(人：実人数)

区分	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
量の見込み	369	361	353	345	338
確保方策	369	361	353	345	338

(10) 病児保育事業

病児について、病院・保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育等する事業です。

今後の方針 現行の体制を維持することを基本とし、必要な提供体制の確保を行っていきます。また、利用状況は、横ばいであることから、積極的な事業の周知を図ります。

(人：延べ人数)

区分	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
量の見込み	457	447	438	429	420
確保方策	2,400	2,400	2,400	2,400	2,400

(11) 放課後児童クラブ（放課後児童健全育成事業）

保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に小学校の余裕教室、児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業です。

市内の放課後児童クラブ

小学校	名称	住所
中野小	中野児童センター放課後児童クラブ	中央 2-1-27
中野小	中野放課後児童クラブ	一本木 132
中野小	民間委託業者	小田中 222-1
平野小	平野児童センター放課後児童クラブ	岩船 43
平野小	平野放課後児童クラブ	岩船 43
日野小	日野放課後児童クラブ	新野 827 (日野小学校内)
延徳小	延徳放課後児童クラブ	三ツ和 1731 (延徳小学校内)
高丘小	高丘放課後児童クラブ	草間 1078-1
高社小	高社放課後児童クラブ	金井 57-3
豊田小	豊田放課後児童クラブ	豊津 4296-1 (豊田小学校内)

今後の方針

中野小学校区の施設の狭隘改善に向けた取り組みを推進します。

(人：実人数)

区分		令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
量 の 見 込 み	1 年生	189	189	183	175	163
	2 年生	131	131	127	121	113
	3 年生	123	123	119	114	106
	4 年生	46	46	45	43	40
	5 年生	22	22	21	20	19
	6 年生	6	6	6	6	6
	合計	517	517	501	479	447
確保方策		655	685	685	685	685

(12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して、保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等及び特定子ども・子育て支援施設等に対して支払うべき食事の提供に係る副食材料費を助成する事業です。

今後の方針

低所得者の負担軽減を図るため、公費による補助を行います。

(13) 多様な事業者の参入促進・能力活用事業

特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置又は運営を促進するための事業です。

今後の方針

特定教育・保育施設等の新規参入については、教育・保育の需要と供給のバランスを考慮しながら検討していきます。開設済みの施設については、安定的、継続的な運営ができるよう指導・支援を行っていきます。

(14) 子育て世帯訪問支援事業

訪問支援員が、家事・子育て等に対して不安・負担を抱えた子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がある家庭の居宅を訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を実施することにより、家庭や養育環境を整え、虐待リスク等の高まりを未然に防ぐ事業です。

今後の方針 不安・負担を抱えている家庭が相談しやすい体制を整備し、不安や悩みを傾聴し、家事、育児支援を実施し養育環境を整えます。

(人：延べ人数)

区分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	48	48	48	48	48
確保方策	48	48	48	48	48

(15) 児童育成支援拠点事業

養育環境等に課題を抱える、家庭や学校に居場所のない児童等に対して、当該児童の居場所となる場を開設し、児童とその家庭が抱える多様な課題に応じて、生活習慣の形成や学習のサポート、進路等の相談支援、食事の提供等を行うとともに、児童及び家庭の状況をアセスメントし、関係機関へのつなぎを行う等の個々の児童の状況に応じた支援を包括的に提供することにより、虐待を防止し、こどもの最善の利益の保障と健全な育成を図る事業です。

今後の方針 居場所のない児童のよりどころとなるよう、関係機関と連携し対応していきます。

(人：延べ人数)

区分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	0	15	15	15	15
確保方策	0	15	15	15	15

(16) 親子関係形成支援事業

児童との関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者及びその児童に対し、講義やグループワーク、ロールプレイ等を通じて、児童の心身の発達の状況等に応じた情報の提供、相談及び助言を実施するとともに、同じ悩みや不安を抱える保護者同士が相互に悩みや不安を相談・共有し、情報の交換ができる場を設ける等その他の必要な支援を行うことにより、親子間における適切な関係性の構築を図る事業です。

今後の方針 児童との関わり方に悩みを抱えている保護者、児童に寄り添い、相談や助言等を進めていきます。

(人：延べ人数)

区分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	0	7	7	7	7
確保方策	0	7	7	7	7

(17) 妊婦のための支援給付・妊婦等包括相談支援事業

妊娠期からの切れ目ない支援を行う観点から、妊婦に対する経済的支援を行うとともに、主に妊婦とその配偶者に対して、面談等により情報提供や相談等を行う事業です。

今後の方針 切れ目のない、継続的な相談を受け入れられるよう、妊婦および配偶者との関わりを保ち、相談等を進めます。

(人：延べ人数)

区分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	660	660	630	630	630
確保方策	660	660	630	630	630

(18) 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）

全てのこどもの育ちを応援し、こどもの良質な成育環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルにかかわらない形での支援を強化するため、現行の幼児教育・保育給付に加え、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位等で柔軟に利用できる新たな通園給付制度です。

今後の方針 希望する乳児等が通園できるよう、保護者の希望に基づき受け入れを進めます。
(人：延べ人数)

区分		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
0歳児	量の見込み	0	2,160	2,160	1,920	1,680
	確保方策	0	2,160	2,160	1,920	1,680
1歳児	量の見込み	0	1,200	1,200	1,200	960
	確保方策	0	1,200	1,200	1,200	960
2歳児	量の見込み	0	960	960	960	720
	確保方策	0	960	960	960	720

(19) 産後ケア事業

出産後1年以内の母子に対して心身のケアや育児のサポート等を行い、産後も安心して子育てができる支援体制の確保を行う事業です。

今後の方針 出産後の心身のケアへも切れ目なく対応できるよう進めていきます。
(人：実人数)

区分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	273	289	306	323	340
確保方策	273	289	306	323	340

4. 幼児期の教育・保育事業について

(1) 教育・保育事業

子ども・子育て支援制度では、幼児期の教育・保育の施設として、従来型の幼稚園・保育所に加え、地域の実情に応じて認定こども園や、小規模保育等の普及・拡充が図られます。

令和元年10月から、幼児教育・保育の無償化が、スタートしました。

4月1日の年齢	施設	対応
0～2歳	保育所、認定こども園	住民税非課税世帯は無料
	認可外保育園等	住民税非課税世帯は月額4.2万円まで無償
3～5歳	対象の幼稚園	利用料が無料
	対象外の幼稚園	利用料が月額2.57万円まで無償
	幼稚園の預かり保育	保育の必要性の認定を受けると一部無償
	保育所、認定子ども園	利用料が無料
	認可外保育園等	保育の必要性の認定を受けると月額3.7万円まで無償

(2) 保育の必要性の認定について

子ども・子育て支援制度では、教育・保育施設の利用を希望する場合には、保育の必要性について市町村による認定を受ける仕組みとなっています。

① 認定区分

認定は次の1～3号の区分で行われます。

認定区分	対象事業	対象施設
1号認定	満3歳以上で保育の必要性がなく、幼児教育のみを希望する就学前児童	幼稚園 認定こども園
2号認定	満3歳以上で保育を必要とする就学前児童	保育所 認定こども園
3号認定	満3歳未満の保育を必要とする就学前児童	保育所 認定こども園 地域型保育所

② 保育の必要性の認定基準

保育所などで保育を希望される場合の保育認定（2号、3号の認定）に当たっては、以下の2点を勘案して運用を行います。

認定区分	対象事業	対象施設
保育を必要とする事由	就労	全ての就労
	就労以外	妊娠・出産、保護者の疾病・負傷・障がい、同居又は長期入院等している親族の介護・看護、災害復旧、求職活動、就学、虐待・DV、児休業取得時点で既に保育を利用しているこどもがいて継続利用が必要な場合、その他、上記に類する状態として市長が認める場合
保育の必要量	標準時間	フルタイム就労を想定した利用時間（11時間の開所時間に相当）
	短時間	パートタイム就労を想定した利用時間 求職、育児休業中、またはそれらに類するものとして市長が認める場合

(3) 中野市の教育・保育施設

全ての子どもが発達段階に応じた幼児期の教育・保育を受けられるよう、子育て支援ニーズに即した教育・保育の実施体制を整備し、質の向上を図っていきます。

① 幼稚園

区分	施設名	所在地	定員
私立	中野中央幼稚園	中央四丁目2番5号	230名

② 認可保育園

区分	施設名	所在地	定員
公立	松川保育園	中野1461番地1	160名
	たかやしろ保育園	赤岩1525番地2	120名
	さくら保育園	小田中119番地1	120名

区分	施設名	所在地	定員
	ひまわり保育園	三好町一丁目6番12号	100名
	みなみ保育園	新野335番地2	120名
	ひらおか保育園	間長瀬496番地2	150名
	とよた保育園	豊津3079番地1	120名
私立	ひよこ保育園	東山1134番地4	90名

③ 認定こども園

区分	施設名	所在地	定員
私立	中野マリア幼稚園	中央二丁目6番4号	1号 60名 2・3号 110名
	平野さつきこども園	片塩35番地	1号 56名 2・3号 104名
	高丘さつきこども園	草間1518番地1	1号 30名 2・3号 60名

④ 小規模保育事業所（地域型保育施設）

区分	施設名	所在地	定員
私立	ニチイキッズ中野保育園	吉田796番地5	19名
	中野みらいく保育園	吉田1044番地2	19名

（４）今後の方針

児童人口の減少とともに1号・2号認定の教育・保育の見込み量も減少傾向にありますが、現在の経済情勢や社会情勢などから3号認定の教育・保育の見込み量はあまり減少しないものと考えられることから、この階層の受け入れ体制の確保を優先に努めていきます。

（５）目標事業量

① 1号認定

	区分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
1号認定	量の見込み	153	175	201	227	227
	確保方策	380	380	380	380	380
	特定教育・保育施設	150	150	150	150	150
	確認を受けない幼稚園	230	230	230	230	230

② 2号認定

	区分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
2号認定	量の見込み	582	515	448	366	318
	教育ニーズ	0	0	0	0	0
	保育ニーズ	582	515	448	366	318
	確保方策	849	849	849	849	849
	特定教育・保育施設	849	849	849	849	849
	認可外保育施設	0	0	0	0	0

③ 3号認定

	区分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
3号認定0歳児	量の見込み	54	50	46	41	38
	確保方策	121	121	121	121	121
	特定教育・保育施設	96	96	96	96	96
	特定地域型保育事業所	12	12	12	12	12
	認可外保育施設	13	13	13	13	13

	区分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
3号認定1・2歳児	量の見込み	304	282	248	228	208
	確保方策	411	411	411	411	411
	特定教育・保育施設	358	358	358	358	358
	特定地域型保育事業所	26	26	26	26	26
	認可外保育施設	27	27	27	27	27

第6章 計画の推進体制

1. 計画の推進に向けて

(1) 市内における推進体制

本計画にあたっては、関係部局相互の連携のもと総合的かつ効果的な推進に努めるとともに、関係部局においては、計画の趣旨を踏まえた施策の展開を図ります。

(2) 関係団体との連携・協働

多様化したニーズに対応するには、行政だけでなく、市全体として、子ども・子育て支援に取り組むことが必要不可欠であり、市内の子育てに関わる家庭をはじめとした、幼稚園、保育園、学校、地域、その他関係機関・団体等との連携・協働により取り組んでいきます。

2. 計画の進行管理と評価

(1) 中野市子ども・子育て会議

子ども・子育て支援に関する施策の実施状況について「中野市子ども・子育て会議」において、計画の進行管理及び評価を行います。

(2) こどもの意見を聞く

子ども・若者の意見を定期的に聞く機会を設け、子ども・子育て会議の中で、計画への反映、施策への対応を検討します。

(3) 評価及び結果の公表

「中野市子ども・子育て会議」において、本計画の進捗状況を点検し、その結果を公表するとともに、必要に応じて計画の見直しを行います。

計画最終年度である令和11年度には、計画の実施状況を評価し、次期の計画を策定します。

資料編

1. 中野市子ども・子育て会議条例

平成26年 3 月26日 条例第 2 号

改正

令和 5 年 3 月17日 条例第 3 号

中野市子ども・子育て会議条例

(設置)

第 1 条 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第72条第 1 項の規定により、子ども・子育て支援に関する事項について調査審議するため、中野市子ども・子育て会議（以下「子ども・子育て会議」という。）を置く。

(組織)

第 2 条 子ども・子育て会議は、委員25人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 子どもの保護者
- (2) 子どもの教育、保育又は養育に関する事業に従事する者
- (3) 地域において子育ての支援を行う者
- (4) 識見を有する者
- (5) その他市長が必要と認める者

(任期)

第 3 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第 4 条 子ども・子育て会議に会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、子ども・子育て会議を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 5 条 会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 会長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

(委任)

第 6 条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成26年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 5 年 3 月17日 条例第 3 号）

この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

2. 中野市子ども・子育て会議委員名簿

3. 中野市子ども・子育て会議実施経過